

江田島市男女共同参画基本計画

平成19年3月

江 田 島 市

男女共同参画社会の 実現を目指して



常日頃より、市行政の円滑なる推進にご尽力いただき、ここに謹んでお礼申し上げます。

さて、誰もが住みやすく、活力のある地域社会を築くためには、男女の人権が尊重され、お互いに対等なパートナーとしての責任を分かち合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが大変重要です。また、男女共同参画社会の実現は、本市の都市像「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」を実現するうえでも欠かせない要件のひとつです。

本市におきましては、平成18年11月及び平成19年1月に、一般市民（20歳以上の方）、事業所従業者及び高校生の方に「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施するとともに、関係団体等の意見聴取を行いました。こうした調査結果等に基づいて「江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会」において基本目標、施策の方向と具体的施策等を審議していただくとともに、男女共同参画社会の形成に向けての答申をいただきました。

本答申を受けて、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画を推進する仕組みづくり」、「職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現」、「女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現」を重点とする「江田島市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この計画の推進に当たっては、行政はもとより市民、事業者の方の主体的な取り組みと連携が必要であり、英知を結集して推進していきたいと考えております。皆様の一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、「江田島市男女共同参画基本計画」の策定に当たり、ご尽力をいただきました「江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会」の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係各位に慎んで感謝申し上げます。

平成19年3月

江田島市長 曾根 薫

目 次

1章	計画の概要	1
1	1 計画策定の趣旨	1
2	2 計画の位置づけ	1
3	3 計画の期間	1
4	4 計画の策定体制	2
2章	計画の基本理念と目標	3
1	1 計画の基本理念	3
2	2 計画の基本目標	3
3	3 計画の体系	4
3章	施策の方向と具体的施策	6
1	1 施策の方向	6
	(1) 男女共同参画を推進する仕組みづくり	6
	(2) 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現	10
	(3) 女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現	18
2	2 重点事業	21
4章	計画推進に向けて	24
資料	1 江田島市における男女共同参画の現状	31
	2 男女共同参画に関するアンケート調査結果	31
	(1) 一般市民（20歳以上）	31
	(2) 事業所従業者	50
	(3) 高校生	63
	3 江田島市男女共同参画プラン策定の経緯	74
	4 江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会設置要綱及び名簿	75
	5 江田島市男女共同参画推進委員会設置要綱及び構成	77

1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を実現していくため、その指針となる「江田島市男女共同参画基本計画書」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画社会計画」として位置づけられます。

また、この計画は、「江田島市長期総合計画」の個別計画として、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や施策の方針を示すものです。

さらに、この計画は、行政、市民、事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組むための指針となるものです。

※「男女共同参画社会基本法」第14条第3項

「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県の男女共同参画基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、市町村男女共同参画計画）を定めるように努めなければならない。」

3 計画の期間

この計画は、平成19年度を初年度として、平成28年度までの10年間の計画とします。

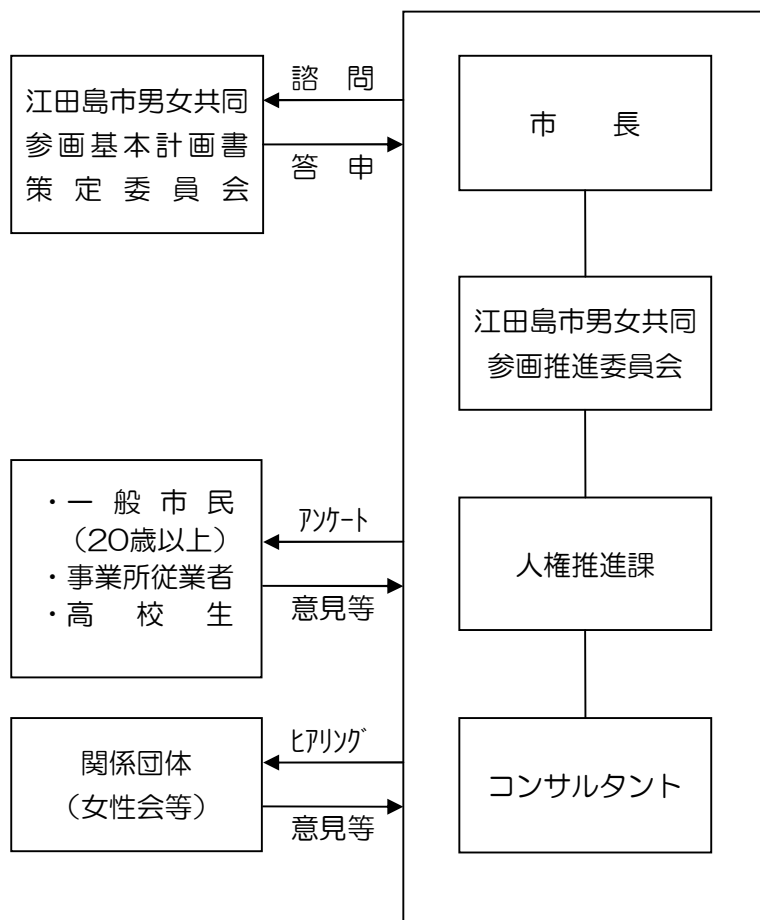
なお、社会経済状況やこの計画の進捗状況に応じて、計画期間中であっても適宜計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

江田島市男女共同参画基本計画の策定にあたっては、江田島市における女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会を実現するための行政施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として設置されている「江田島市男女共同参画推進委員会」において、本計画の素案の作成、協議、調整を行いました。

また、男女共同参画に関する基本計画の策定に当たって、市民の幅広い意見を聴取するために、「江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会」を設置するとともに、男女共同参画に関するアンケート調査や女性会等の関係団体へヒアリングを行いました。

図 計画策定の体制



2章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

わが国が世界に開かれた文化国家として、持続的に発展していくにあたって、「男女共同参画社会の実現」は、21世紀の最重要課題として位置づけられています。

本市においても、性別によって役割を固定化する意識や慣行が根強く残っており、過疎化、少子・高齢化が急速に進行するなか、本市が今後とも地域社会の安定を維持し、活力を増進していくためには、生活や生産、保健福祉・文化活動等社会のあらゆる分野で女性の果たす役割を高め、男女が共に能力を十分に発揮できる、元気で開かれた地域社会を形成していくことが重要です。

江田島市は、『自然との共生・都市との交流による「海生交流都市」えたじま』を都市像として掲げ、その実現を目指し、まちづくりを推進しています。

「日本国憲法」における基本的人権の享有と個人の尊重、法の下での平等を基本とし、すべての住民が社会の構成員として、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画できる機会が確保され、男女が平等に豊かに暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していくことは、本市の都市像を実現していくことにもつながります。このため、地域社会が一体となって「江田島市男女共同参画基本計画書」の実現に取り組みます。

2 計画の基本目標

男女共同参画の実現を目指し、計画の基本理念に基づいて、次の3つの目標を掲げ、施策を推進します。

男女共同参画を推進する仕組みづくり
職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現
女性の人権が大切にされ能力発揮できる社会の実現

(1) 男女共同参画を推進する仕組みづくり

固定的な男女の役割分担意識を変革し、男女が性別に関係なく、人権が尊重され、男女平等の意識に基づいて、一人ひとりの個性と能力が発揮される社会を目指して、男女平等に関する広報・啓発活動や情報及び学習機会の提供を進めながら、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解に努めます。

(2) 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現

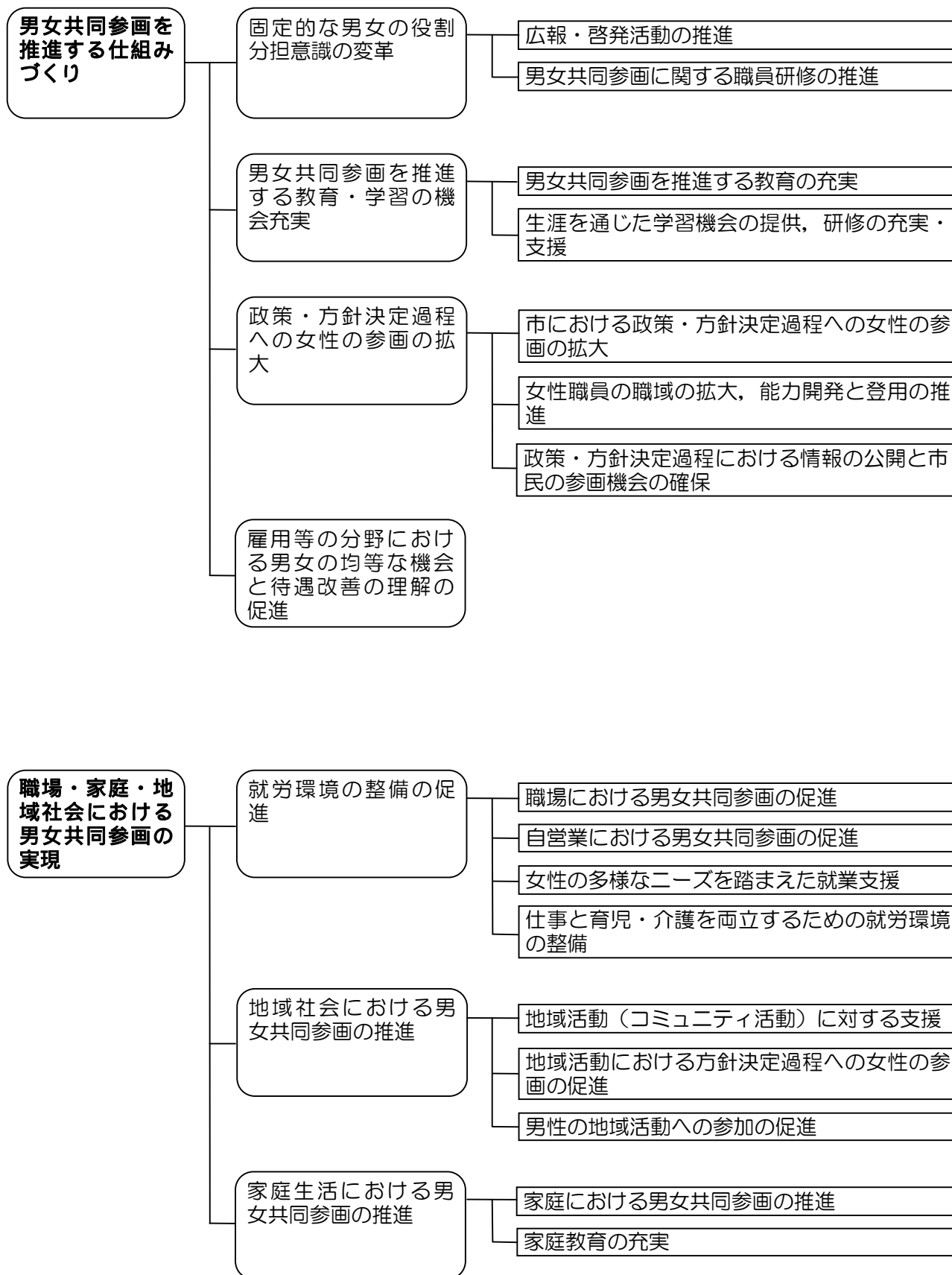
あらゆる分野において男女が平等に参画し、男女がそれぞれ自立して、多様な生き方を選択できるように、子育ての支援、育児・介護と就労に係わる環境整備等により女性の負担を軽減するとともに、家庭や地域社会での男女共同参画の促進、国際感覚の育成と交流の推進等に取り組みます。

(3) 女性の人権が大切にされ能力発揮できる社会の実現

男女が互いの性に対して十分理解し、女性の人権が尊重される社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、女性の生涯を通じた健康支援に取り組みます。

3 計画の体系

男女共同参画社会の実現を目指した施策の体系は次のとおりです。



職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現

育児期等における条件整備

- 多様な保育サービスの提供
- 地域における育児の支援
- ひとり親家庭の支援

女性の介護負担の軽減と高齢者等が安心して暮らせる条件整備

- 女性の介護負担の軽減
- 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

国際感覚の育成と交流の推進

- 国際感覚の育成
- 国際交流の推進

女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現

女性の人権の尊重

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- メディアにおける人権の尊重と啓発

生涯を通じた健康支援

- 女性の健康保持の支援
- 健康・権利に関する意識の醸成
- 健康を脅かす問題への対応

3章 施策の方向と具体的施策

1 施策の方向

(1) 男女共同参画を推進する仕組みづくり

ア 固定的な男女の役割分担意識の変革

固定的な役割分担意識を解消し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画社会の形成に関する意識の醸成を図るため、家庭・地域・職場等のあらゆる場において男女平等を促す啓発活動を推進するとともに、情報提供や関係資料の充実に努めます。

また、市刊行物等の作成にあたっては、男女共同参画の視点に立った表現に徹底します。

さらに、本市における男女共同参画社会の形成を先導するため、職員研修を推進します。

(資料2：35頁，48・49頁，61・62頁，64頁，72・73頁参照)

(ア) 広報・啓発活動の推進

具体的施策	担当部門
啓発活動の推進 男女平等意識の浸透を図るため、家庭・地域・職場等のあらゆる場において男女平等を促す啓発活動を推進します。こうした啓発事業として、女性問題啓発イベント、講演会の実施等の充実に努めます。	総務部・市民生活部
情報提供の充実 男女平等意識の啓発や女性問題への認識を深めるため、広報をはじめ、女性問題啓発冊子の収集・作成・配布等を通じて、情報提供の充実に努めます。	総務部
男女共同参画の視点に立った表現の徹底 男女共同参画社会の形成に向けて、市刊行物等の作成にあたっては、男女共同参画の視点に立った文章等の表現に配慮します。 このため、広報における文章等の基準の作成、広報編集担当者の研修派遣を行います。	総務部
関係資料の充実 男女共同参画に関する関係図書等の収集に努め、図書館等の情報コーナーでの普及に努めます。	教育委員会

(イ) 男女共同参画に関する職員研修の推進

具体的施策	担当部門
職員研修の推進 男女共同参画社会の形成を先導する役割を担う本市において、職員一人ひとりが男女平等の視点に立って職務に取り組めるように、男女共同参画についての研修を推進するとともに、職員相互でおかしいと思うことが自由に言える環境づくりを行います。	総務部

イ 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、望ましい勤労観・職業観などを身に付けることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。

市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、情報及び学習機会の提供、相談体制の充実を図るとともに、啓発活動の担い手となる人材の育成に努めます。

(資料2：35頁，48・49頁，61・62頁，64頁，72・73頁参照)

(ア) 男女共同参画を推進する教育の充実

具体的施策	担当部門
男女共同参画の視点に立った教育の推進 男女がお互いに協力して男女共同参画を推進するために、一人ひとりがいきいきと学び、希望を持って活動できる教育を推進します。	教育委員会
男女共同参画に関する教職員研修の充実 学校において、男女共同参画の視点に立った教育の推進者となる教職員への研修を充実します。	教育委員会
キャリア教育の充実 誰もが希望を持って活動できる社会をめざし、望ましい勤労観・職業観を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	教育委員会

キャリア教育：児童一人ひとりに、望ましい職業観、勤労観及び職業や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

(イ) 生涯を通じた学習機会の提供、研修の充実・支援

具体的施策	担当部門
生涯を通じた学習機会の提供 市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、生涯を通じて主体的に学習することができる場や機会の充実を図ります。	市民生活部・教育委員会
男女共同参画に関する学習の情報提供及び相談体制の充実 男女共同参画に関する市民の主体的な学習を支援するために、情報提供及び相談体制の充実を図ります。	市民生活部
男女共同参画に関する啓発活動の担い手となる人材の育成 男女共同参画に関する市民の学習の支援や意識啓発活動の担い手となる人材の育成に努めます。	総務部・市民生活部

ウ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野で政策・方針決定過程へ男女が等しく参画し、その意見が反映できるように、審議会や行政委員会の委員、補助金交付団体における役員等のあらゆる分野で女性の登用を推進するとともに、こうした人材の育成及び登録を行い、女性の登用を円滑に進めます。

また、行政情報の公開、周知を通じて政策・方針決定過程の透明性を確保するとともに、市民の政策・方針決定過程への参画機会の確保に努めます。

(資料1：26～30頁，資料2：35頁参照)

(ア) 市における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

具体的施策	担当部門
<p>審議会，行政委員会等への女性の登用の推進 各種審議会，行政委員会等への女性の登用を積極的に推進し，女性委員の占める割合の向上に努めるとともに，各会の性格を考慮しながら女性委員の定数化の導入を検討します。</p>	全部局
<p>補助金交付団体に対する役員の女性登用の働きかけ 本市が補助金を交付する団体における男女共同参画を促進するため，役員への女性の登用を働きかけます。</p>	全部局
<p>女性の人材育成と登録の充実 審議会，行政委員会等の委員として役割を担う人材を育成するとともに，女性の能力と経験を幅広く活用するため，個人情報保護に配慮しつつ女性の人材登録制度を創設し，庁舎内等で女性の登用を検討する際に活用します。</p>	全部局

(イ) 女性職員の職域の拡大と登用の推進

具体的施策	担当部門
<p>女性職員の職域の拡大 固定的な概念を廃し，あらゆる分野への女性の参画を基本として，女性職員の職域の拡大を図ることとし，女性職員の研修に努めます。 また，県，市町や民間との人事交流を推進します。</p>	全部局
<p>女性職員の管理，監督者への登用の推進 男女の別なく，能力と適性に応じて民主的かつ公平な職員配置に努めるとともに，女性職員の管理，監督者への登用に努めます。</p>	全部局
<p>女性職員の方針決定の場への参画促進 計画や施策の決定等に女性職員の意見が反映されるよう，方針決定の場への女性職員の参画に努めます。</p>	全部局

(ウ) 政策・方針決定過程における情報の公開と市民の参画機会の確保

具体的施策	担当部門
<p>行政情報の公開 計画段階における事業情報を市のホームページ等で公開する等，市民に対して情報提供に努め，計画決定過程の透明性を確保します。</p>	全部局
<p>事業決定過程への市民の参画機会の確保 事業検討の様々な段階で，市民の参画機会を確保するため，広報モニター，市民意見の募集，聴取等に努めます。</p>	全部局

市のホームページ：市がインターネットを活用して，市の各種情報を提供するシステム。

広報モニター：市の委嘱を受けて，広報の内容等について感想を述べる人。

エ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解の促進

雇用等の分野で男女が均等な機会と待遇を受け，女性が能力を発揮できるように，事業者に対して労働基準法・男女雇用機会均等法等の法制度の遵守に関する啓発を推進するとともに，雇用等に関する法制度の学習の場を提供するほか，働いている女性への支援の充実を図ります。

(資料2：39頁，52頁参照)

具体的施策	担当部門
<p>事業者に対する法制度の遵守に関する啓発の推進 労働基準法・男女雇用機会均等法，パートタイマーの権利等の遵守について，各種講座や資料等の配布を通じて事業者への啓発を推進します。</p>	全部局
<p>雇用等に関する法制度の学習の場の提供 女性が自ら保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるように，法制度等に関する学習の場を提供します。</p>	全部局
<p>働いている女性への支援の充実 雇用に関する相談機会の提供等により，働いている女性への支援の充実を図ります。</p>	総務部・市民生活部・産業部

パートタイマー：短時間労働者。

(2) 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現

ア 就労環境の整備の促進

職場における男女共同参画を推進するために、研修の支援や事業者及び就業者に対する啓発を行います。また、自営業における男女共同参画を推進するために、女性の経営上の地位及び女性の能力の向上や自営業を営む女性のネットワークづくりを行います。

さらに、女性の多様なニーズを踏まえた再就職、多様な働き方、起業等に対する支援や育児休業制度・介護休業制度の普及及び相談体制の充実等を通じて、就労環境の整備を促進します。

(資料2：38～42頁，52～57頁，66～68頁参照)

(ア) 職場における男女共同参画の促進

具体的施策	担当部門
男女共同参画に関する研修の支援 職場における男女共同参画を促進するため、職場の現状と問題点に対応した男女共同参画研修に関する資料を収集、提供し、事業所における研修を支援します。	総務部・市民生活部・産業部
事業者や就業者への啓発 職場における男女共同参画について、事業者や就業者に対して啓発を進めます。	総務部・市民生活部・産業部

(イ) 自営業における男女共同参画の促進

具体的施策	担当部門
自営業を営む女性の地位及び能力の向上の支援 自営業を営む女性の地位及び能力の向上を図るため、商工会・JA・漁協・関係機関等と連携し、各種研修や講習等多様な情報や学習機会の提供に努めます。	総務部・市民生活部・産業部
自営業を営む女性のネットワークづくり 自営業を営む女性のネットワークづくりを促進し、情報交換等を通じての能力の向上や事業の活発化を促進します。	総務部・市民生活部・産業部

(ウ) 女性の多様なニーズを踏まえた就業支援

具体的施策	担当部門
<p>女性の再就職等の支援 女性の再就職・職域拡大に向けてハローワーク・マザーズハローワーク等の関係機関と連携し、雇用・労働環境に関する情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。</p>	総務部・産業部・土木建築部
<p>多様な働き方に対する支援 パートタイム、派遣労働、在宅労働、家内労働等の多様な働き方が円滑に行われるように、相談機関の紹介を行います。</p>	総務部・産業部・土木建築部
<p>女性の起業の支援 生活体験や地域活動を活かしたコミュニティビジネス、農漁業等を活用した直売、加工等の起業及び経営の支援を行い、地域特性を活かした多様な働く場の創出に努めるとともに、情報や交流の場を提供し、新たな起業機会の拡大に努めます。</p>	総務部・産業部・土木建築部

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。仕事を探す人に仕事の斡旋・仲介をするとともに、事業所にとっては求人広告するための場。

マザーズハローワーク

子育てしながら求職する女性に対し、再就職支援を行うハローワーク。

コミュニティビジネス

地域の人々が、地域の資源（労働力、原材料、技術等）を活用して行う小規模ビジネスで、利益追求をしつつ地域課題（高齢者に対する福祉サービス等）の解決を目指すもの。

(I) 仕事と育児・介護を両立するための就労環境の整備

具体的施策	担当部門
<p>育児休業制度・介護休業制度の普及、推進 育児休業制度・介護休業制度の普及、推進を図るよう、事業者に働きかけるとともに、就業者の制度の活用について広報等を通じて啓発します。 特に、市役所においては、男女が平等にこうした制度を活用できる環境づくりを推進します。</p>	総務部・市民生活部・産業部・福祉保健部
<p>相談体制の充実 就労に関する情報の提供に努めるとともに、関係機関と連携し、労働相談体制の充実を図ります。</p>	総務部・市民生活部・産業部・福祉保健部・

イ 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会における男女共同参画を推進するため、情報や学習機会の提供を推進するとともに、男女共同参画に関する地域団体の取り組みを支援します。

また、地域活動（コミュニティ活動）における決定過程へ男女が平等に参画できるように女性リーダーの育成、女性団体等に対する活動の支援を推進します。一方、勤めている男性の勤務形態の改善を促し、地域活動（コミュニティ活動）への参加を促進します。

（資料2：38頁参照）

(ア) 地域活動（コミュニティ活動）に対する支援

具体的施策	担当部門
<p>男女共同参加に関する情報や学習機会の提供 地域における男女共同参画を推進するため、各種情報や学習機会を提供します。 特に、地域における男女の固定的な役割分担を具体的に示したPR冊子の作成、配布により、啓発活動を推進します。</p>	総務部・市民生活部
<p>地域団体の取り組みの支援 地域活動における男女共同参画についての優れた事例を収集、提供し、男女共同参画に関する地域団体の取り組みを支援します。</p>	総務部・市民生活部

(イ) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進

具体的施策	担当部門
<p>地域における女性リーダーの育成 地域における女性リーダーの育成を図るため、各種講演会・研修等への派遣を行うとともに、女性を対象とした学習機会を提供します。</p>	総務部・市民生活部
<p>地域活動への女性の参画の促進 女性団体・グループ・サークル等の地域での活動を支援するため、各種情報の提供や相談支援を行うとともに、団体等の交流を促進します。</p>	総務部・市民生活部

(ウ) 男性の地域活動への参加の促進

具体的施策	担当部門
<p>勤めている男性への情報や学習機会の提供 勤めている男性が地域活動へ参加する契機となるような情報や学習機会の提供に努めます。</p>	総務部・市民生活部
<p>勤めている男性の勤務形態の改善 勤めている男性が職場、家庭、地域でバランス良く活動できるように、勤務時間の限度設定や短縮等について、事業者への啓発に努めます。</p>	総務部・市民生活部・産業部

ウ 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画を推進するために、男性の家事・育児・介護への参加に関する啓発、男性の自立生活及び子育てを支援する学習機会を提供するとともに、家庭における男女平等意識が醸成されるように家庭教育講座を開催します。

(資料2：36・37頁，65・66頁参照)

(7) 家庭における男女共同参画の推進

具体的施策	担当部門
啓発活動の推進 各種講座・研修会等を通じて、男性の家事・育児・介護への参加に向けた啓発に努めます。	教育委員会・福祉保健部
男性の家事・育児への参加の促進・支援 男性の家事・育児・介護への参加を促進・支援するため、男性の生活自立や子育てを支援する学習機会を提供するとともに、学習内容の充実を図ります。	教育委員会・福祉保健部

(4) 家庭教育の充実

具体的施策	担当部門
家庭教育・子育て支援の充実 みんなで支え合う子育て支援社会をめざして、家庭をはじめ地域社会全体で教育や子育てに取り組むことができるよう、家庭教育・幼児教育についての講座開催等の学習機会の充実を図ります。	教育委員会・福祉保健部

エ 育児期等における条件整備

男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びが実感できるように、多様なニーズに対応した保育サービスや放課後子どもプランの充実を図るとともに、子育てサポーターの養成、地域子育て支援事業等の推進により子どもの健全育成の促進等により地域において子育てを支援します。

また、ひとり親家庭の子育てを支援するため、経済的な支援や就職機会の確保等の支援を行います。

(資料2：40・41頁，55・56頁，66・67頁参照)

(ア) 多様な保育サービスの提供

具体的施策	担当部門
保育サービス充実 多様な保育需要に対応し、延長保育、低年齢児保育の充実や一時保育事業を推進します。	福祉保健部
放課後子どもプランの充実（放課後児童対策の充実） 放課後の児童の安全で、健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策の推進のため、児童が放課後、安全に過ごすことができるよう、すべての小学校区で放課後子どもプラン事業の全市的な展開や、利用ニーズの変化に対応した対策に努めます。	福祉保健部・教育委員会

(イ) 地域における育児の支援

具体的施策	担当部門
子育てサポーターの養成 子育て家庭における育児を支援するため、身近な相談者となる「子育てサポーター」の養成に努めます。	福祉保健部
地域子育て支援事業等の推進 地域における子育て支援ネットワークづくりの核となる地域子育て支援センターを設置し、子育ての総合的な拠点として整備を図り、子育て支援を推進します。	福祉保健部
地域における子どもの健全育成の促進 地域で子育てする体制づくりを行うために、地域の子育てサークルの育成や子ども会活動の支援を行うほか、関係機関・地域組織の連携の強化を支援します。	総務部・福祉保健部・教育委員会

子育てサポーター

子育て経験を活かして、子育て中の人に対して子育てに関する助言、支援を行う人。

地域子育て支援センター

子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要への対応、地域の保育資源の情報提供などを行います。

(ウ) ひとり親家庭の支援

具体的施策	担当部門
<p>ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図るために、父・母子自立支援員を配置するとともに、民生・児童委員と密接に連携しながら対応します。</p>	福祉保健部
<p>ひとり親家庭に対する経済的支援や自立の促進 ひとり親家庭に対する助成制度や手当等の経済的支援制度の普及に努めるとともに、自立を促進するために関係機関と連携して就職機会の確保等の支援を行います。</p>	福祉保健部

オ 女性の介護負担の軽減と高齢者等が安心して暮らせる条件整備

男女が共に介護の担い手となり、その責任を果たせるよう啓発を行うとともに、介護に関する情報及び学習機会の提供、相談体制の充実を図ります。

また、高齢者等が安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域ケア体制の整備など総合的なサービスの充実を図ります。

(資料2：40・41頁，55・56頁，66・67頁参照)

(ア) 女性の介護負担の軽減

具体的施策	担当部門
<p>情報及び学習機会の提供 男女が共に介護の担い手となり、協力して高齢者等の介護ができるように、介護方法、介護予防等の情報提供や学習機会の充実を図ります。</p>	福祉保健部
<p>家族介護者に対する支援 高齢者等の介護者の負担を軽減するため、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、介護保険サービスの適切な利用に関する啓発活動を行います。</p>	福祉保健部

地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い平成18年4月1日から創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを行います。

(イ) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

具体的施策	担当部門
<p>福祉・介護サービスの充実 介護を要する高齢者とその家族を社会的に支援し、可能な限り住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、介護サービス基盤の充実、保健福祉施策の推進を図ります。 また、障害のある人が主体的に福祉サービスを選択できるよう、自立支援法に基づく福祉サービスの充実を図るとともに、相談体制や療育体制の充実を図ります。</p>	福祉保健部
<p>高齢者等の権利擁護の充実 認知症高齢者や意思の疎通が困難な障害のある人が、福祉サービスの利用や資産管理で不利益を被ることのないよう、権利擁護に関する市民意識の啓発や利用援助等の事業推進を図ります。</p>	福祉保健部
<p>地域福祉活動の充実 社会福祉協議会を核としつつ、自治会等の地域の組織・団体と連携し、市民や地域全体で支え合う地域福祉体制の充実を促進します。</p>	福祉保健部

カ 国際感覚の育成と交流の推進

国際感覚の育成を図るために、外国語教育、外国を学習する機会及び外国人との交流の場の確保を図るとともに、男女共同参画に関する国際的な情報の収集、提供を行います。

さらに、国際交流の促進を図るために、市民と外国人との交流の場の確保に努め、国際理解を深めるよう努めます。

(ア) 国際感覚の育成

具体的施策	担当部門
国際感覚の育成 市民や子どもの国際感覚の育成を図るため、ライフステージに応じた外国語教育や外国語講座の開設、外国の生活・習慣・文化等の学習機会の確保、市内在住外国人との意見交換会の開催に努めます。	総務部・市民生活部・教育委員会
男女共同参画に関する国際的な情報の収集、提供 男女平等に関する国際的な取り組み等についての理解を促進するために、国・県等の情報を収集、提供します。	総務部・市民生活部・教育委員会

ライフステージ：人間の一生における幼年期，児童期，青年期，壮年期，老年期等のそれぞれの段階。

(イ) 国際交流の推進

具体的施策	担当部門
外国人との交流の推進 関係機関等と連携して、市民と留学生の身近な国際交流を推進し、国際理解を深めます。	総務部・市民生活部・産業部・教育委員会
在住外国人の支援 外国人に対するホスピタリティの醸成、語学ボランティアの育成及び外国人に対する日本語教室の開催等に努めます。	総務部・市民生活部・教育委員会

ホスピタリティ：心のこもったもてなし。手厚いもてなし。

ボランティア：無料で社会活動に奉仕する人。

(3) 女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現

ア 女性の人権の尊重

誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を形成していくうえで、女性に対するあらゆる暴力（ドメスティック・バイオレンス[※]、セクシャル・ハラスメント[※]、ストーカー行為[※]等）の根絶は不可欠の課題であり、あらゆる機会を通じて女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成を図るとともに、相談窓口の充実により女性が相談しやすい環境づくりを行うほか、メディアにおいて人権に配慮した報道が行われるように働きかけます。

（資料2：43～47頁，58～60頁，69～71頁参照）

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)

配偶者や恋人などの親密な関係にある者から振るわれる身体的、経済的、性的、精神的な暴力を言います。

セクシャル・ハラスメント (Sexual Harassment)

性的な嫌がらせ。相手の意に反したり、他の者を不愉快にさせる性的な言動や行為を言います。

ストーカー行為

相手の意に反して特定の人を執拗につけ回す、待ち伏せる、嫌がらせの手紙を送る、いたずら電話をする等の行為を言います。

(ア) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当部門
<p>女性に対する暴力の発生防止</p> <p>ドメスティック・バイオレンスの発生を予防・根絶するため、資料の作成や情報の提供、講座の開催等を通じた啓発を推進し、女性に対する人権の尊重を図り、暴力は犯罪であるとの意識の浸透に努めます。</p> <p>また、関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンスやストーカー被害女性の保護と自立に向けた支援を行います。</p> <p>さらに、被害者への確かな支援を行うため、警察、病院、民間支援団体等とのネットワークづくりを進め、情報提供等の連携を強化します。</p>	全部局
<p>セクシャル・ハラスメント防止対策の充実</p> <p>セクシャル・ハラスメントに対する正しい理解と対応を促進し、その防止を図るために、市民に対して資料配布、講演会の開催等による啓発に努めます。</p> <p>また、行政・学校における研修等を推進し、職員や教職員の意識啓発に努めます。</p>	全部局
<p>相談体制の充実</p> <p>女性が直面する問題に対し、プライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるように、生活に関する相談や母子・女性・家庭相談等の相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、相談員の資質の向上を図り、複雑・多様化する相談内容に的確に対応していくため、各種研修会への参加等を進めます。</p>	全部局

(イ) メディアにおける人権の尊重と啓発

具体的施策	担当部門
<p>メディアにおける人権の尊重と啓発 活字や映像をはじめとするメディアからもたらされる膨大な情報を主体的に読み解き，女性の人権を侵す表現がないか正しく判断する力をつけるための情報提供や啓発活動を行います。</p>	総務部

メディア：情報伝達手段。

イ 生涯を通じた健康支援

女性が自らの身体について正しい知識を持ち，健康を保持できるように，母性保護と母子医療の充実を図るとともに，生涯を通じた健康の保持・増進のための支援を行います。

また，性と生殖の健康・権利について，男女が共に関心を持ち，正しい知識を身につけるように，児童・生徒や保護者に対して性に関する教育を推進するとともに，情報の提供や相談機会の充実を図ります。

さらに，H I V/^{*}エイズや感染症，喫煙等の健康を脅かす問題について，正しい知識の啓発を推進します。

H I V/エイズ

H I V（エイズの原因となるウイルス）に感染することによって（後天性），病原体に対する，人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が，正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称です。

(ア) 女性の健康保持の支援

具体的施策	担当部門
<p>母性保護と母子保健医療の充実 妊娠・出産期における女性の健康の保持・増進を図るために，妊産婦教室等の機会を通じて，母性保護についての啓発を行います。 また，安全な出産に向けて健康相談，健康教育の充実を図るとともに，安心して出産し，子育てができるように，周産期等における母子保健医療の充実を図ります。</p>	福祉保健部
<p>生涯を通じた健康の保持・増進のための支援 女性の身体の特性を踏まえ，女性に特有な病気や健康に関する問題について，相談・診療を受けやすい環境づくりに取り組むとともに，健康診査機会の拡充，更年期・高齢期の健康保持対策等，ライフステージに対応した健康づくりを推進します。</p>	福祉保健部

(イ) 健康・権利に関する意識の醸成

具体的施策	担当部門
性に関する教育の充実 男女が互いの性を正しく理解，尊重することができるように，児童・生徒の発達段階に応じた性に関する教育の充実を図ります。 また，家庭における性に関する教育を支援するため，保護者に対して性に関する教育方法についての情報を提供します。	教育委員会・福祉保健部
性に関する情報の提供や相談機会の充実 性に関する正しい知識の普及を図るため，青年や成人の男女に対して性に対する情報の提供や相談機会の確保に努めます。	福祉保健部

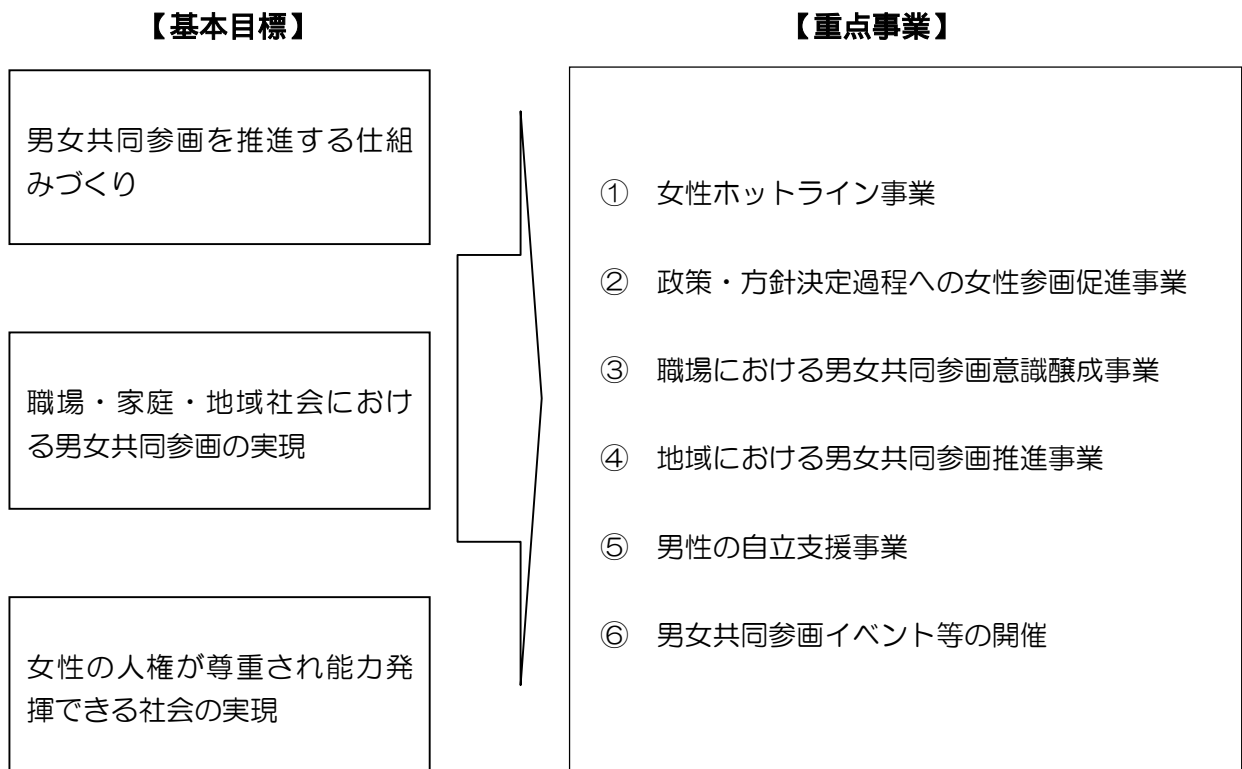
(ウ) 健康を脅かす問題への対応

具体的施策	担当部門
H I V / エイズ等についての正しい知識の普及 健康に重大な影響をもたらすH I V / エイズや性感染症の感染，薬物の使用等を防止するために，あらゆる機会を通じて正しい知識の啓発を推進します。	福祉保健部・教育委員会
喫煙問題等への対応 健康を脅かし，特に胎児にも影響を及ぼす喫煙等の問題について，あらゆる機会を通じて啓発を推進します。	福祉保健部・教育委員会

2 重点事業

男女共同参画社会の実現を目指すためには、本プランに掲げた施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

このため、特に重点的かつ優先的に取り組む事業を重点事業として設定し、その積極的な推進を図ります。重点事業としては、3つの基本目標に基づいて、次の6事業に取り組めます。



女性ホットライン事業

女性が困った時に気軽に相談できる窓口を関係部局、社会福祉協議会等の民間団体と連携して設置し、こうした相談窓口のPRに努めます。

相談内容によって各部局が窓口になるため、部局間の連携を強化して各窓口での確な対応が図れるようにするとともに、県等の関係機関との連携を強化します。

施策の目標	単位	現状	目標	備考
男女の地位が「平等になっている」と感じている人の割合	%	15	30	現状の2倍を目標。
ドメスティック・バイオレンスを受けたと答えた人の割合	%	10	5	現状の半減を目標。
セクシャル・ハラスメントを受けたと答えた人の割合	%	11	6	現状の半減を目標。

政策・方針決定過程への女性参画促進事業

審議会や委員会等における男女共同参画を確立していくため、各委員会において女性委員がいない委員会をなくすと同時に、改選時期には現状より女性の割合が高くなるように女性の登用を推進します。

目標値は国、県の目標等を参考に次のように設定しますが、各委員会において女性委員がいない委員会をなくすように努めます。

また、補助金交付団体については、施策の目標は定めませんが、各団体に対して女性の役員登用をあらゆる機会を通じて働きかけます。

施策の目標	単位	現状	目標	備考
審議会における女性委員の割合	%	20	30	県の目標値。
行政委員会における女性委員の割合	%	4	30	県の目標値。

職場における男女共同参画意識醸成事業

職場における男女共同参画を推進するために、江田島市役所が率先して各方面での改善を推進するとともに、商工会等と連携して事業者、就業者に対する研修会の開催、PRパンフレットの配布等により啓発を推進します。

特に、本市が男女共同参画を先導するために、男女共同参画に対する啓発、女性職員の登用・職域拡大及び能力開発などの行政における総合的な男女共同参画についての基本方針を策定し、その具体化を計画的に進めます。

また、庁舎内における取り組みについて女性職員の意見を定期的に把握し、事業内容の拡充を図ります。

施策の目標	単位	現状	目標	備考
管理職における女性の割合	%	1	5	県内市町の水準を参考。

注：管理職とは課長級以上。

地域における男女共同参画推進事業

自治会・女性会等の地域団体と連携して、身近な活動の中での固定的な役割分担の例を紹介するとともにその改善策を示したPRパンフレットやポスターを作成し、地域活動における男女共同参画に関する啓発を推進します。

男性の自立支援事業

男女の固定的役割分担意識を解消し、家事・育児・介護等について、男女がともに連携・協力することを促進するとともに、男性が家事等の生活能力の向上を図ることができる講座を開催します。なお、講座内容については、市の各部局と市民の幅広い参加を得ながら検討します。

男女共同参画イベント等の開催

市をあげて男女共同参画に関する啓発を推進するため、特徴のあるイベントを開催します。このイベントの開催にあたっては、市民、各種団体と連携して企画、運営を行います。

施策の目標	単位	現状	目標	備考
男女共同参画研修会の開催回数	数	2	4	

4章 計画推進に向けて

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、関係部局と連携して、本プランを推進するため「江田島市男女共同参画プラン推進会議（仮称）」を設け充実に努めます。

(2) 計画の実効性の確保と円滑な推進

計画の実効性を確保していくため、計画の点検・評価・実施体制の確立を図ります。

特に、重点事業の実施にあたっては、人権推進室を中心に関係各課と連携し、事業の円滑な実施と適正な進行管理に努めます。

(3) 職員の啓発

職員一人ひとりが人権に対する認識を深め、男女平等の視点に立って、職務に取り組めるよう、男女共同参画についての研修の充実や啓発に努めます。

2 市民、事業所、団体等との協働による取り組みの推進

(1) 参加機会の拡充

地域団体のネットワーク化を検討し、市民参加による幅広い意見聴取を図るとともに、施策への反映に努めます。

(2) 協働のまちづくりの推進

自治会等のコミュニティ組織の活動を支援し、市民と行政の協働のまちづくりの推進する中で、本計画の実現を図ります。

(3) 事業所・団体等への働きかけ

事業所・団体等が男女共同参画についての理解を深め、その具体的な実現を図るよう、積極的な働きかけに努めます。

3 国・県等との連携強化

(1) 施策の充実に関する働きかけ

男女共同参画社会の実現を図るため、関係部門の施策・制度の充実・改善を国・県に働きかけます。

(2) 県等との連携の強化

県や他自治体との連携を強化し、男女共同参画に係る情報交換などを推進するとともに、広島県女性総合センター「エソール広島」との連携を強化し、情報提供や人材の活用などによる事業展開の充実に努めます。

資料1 江田島市における男女共同参画の現状

(1) 議員の状況

本市の議員数は26人で、そのうち女性議員は1人です。女性議員の割合は3.8%で、市平均を下回っています。

表 議員の状況

市町名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	女性の割合 (%)
江田島市	26	1	3.8
広島市	60	7	11.7
呉市	46	5	10.9
竹原市	18	1	5.6
三原市	37	3	8.1
尾道市	34	1	2.9
因島市	20	0	0.0
福山市	42	4	9.5
府中市	31	2	6.5
三次市	38	3	7.9
庄原市	33	0	0.0
大竹市	18	2	11.1
東広島市	42	2	4.8
廿日市市	32	5	15.6
安芸高田市	22	1	4.5
市計	499	37	7.4
府中町	20	4	20.0
海田町	16	2	12.5
熊野町	20	2	10.0
坂町	14	1	7.1
安芸太田町	18	2	11.1
北広島町	26	0	0.0
瀬戸田町	16	1	6.3
大崎上島町	16	0	0.0
世羅町	22	0	0.0
神辺町	22	2	9.1
神石高原町	18	0	0.0
町計	208	14	6.7
市町計	707	51	7.2

注：資料は広島県(平成17年12月31日現在)。

(2) 行政委員会

本市の行政委員会（6委員会）のうち、女性が参加している委員会は2委員会で、総数の1/3を占めていますが、市平均を下回っています。

また、行政委員会の委員数は52人で、このうち女性は2人です。女性委員の割合は3.8%で、市平均を下回っています。

表 行政委員会の状況

市町名	委員会数			委員数		
	総数	女性が参加している委員会	女性が参加している委員会の割合 (%)	総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員数の割合 (%)
江田島市	6	2	33.3	52	2	3.8
広島市	6	4	66.7	67	8	11.9
呉市	6	3	50.0	60	3	5.0
竹原市	6	3	50.0	31	4	12.9
三原市	6	2	33.3	59	3	5.1
尾道市	6	4	66.7	76	8	10.5
福山市	6	3	50.0	75	3	4.0
府中市	6	4	66.7	51	5	9.8
三次市	6	5	83.3	56	8	14.3
庄原市	6	3	50.0	60	5	8.3
大竹市	6	2	33.3	27	3	11.1
東広島市	6	4	66.7	62	6	9.7
廿日市市	6	4	66.7	53	5	9.4
安芸高田市	6	1	16.7	54	2	3.7
市計	84	44	52.4	783	65	8.3
府中町	5	3	60.0	24	5	20.8
海田町	5	2	40.0	21	2	9.5
熊野町	5	1	20.0	28	1	3.6
坂町	5	0	0.0	24	0	0.0
安芸太田町	5	3	60.0	36	5	13.9
北広島町	5	2	40.0	54	3	5.6
大崎上島町	5	1	20.0	35	1	2.9
世羅町	5	2	40.0	46	5	10.9
神石高原町	5	3	60.0	42	3	7.1
町計	45	17	37.8	310	25	8.1
市町計	129	61	47.3	1,093	90	8.2

注-1：地方自治法第180条の5に定める委員会は、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は人事委員会を置かない場合は公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価委員会です。

-2：資料は、広島県(平成18年4月1日現在)。

(3) 附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会，委員会等

本市の附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会，委員会等は23組織あり，このうち女性委員のいる審議会，委員会等は19組織です。女性委員のいる審議会，委員会等の割合は82.6%で，市平均を上回っています。

また，審議会，委員会等の委員数は354人で，このうち女性委員は70人です。女性委員の割合は19.8%で，市平均をやや下回っています。

表 附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会，委員会等

市町名	審議会等数			委員数			
	総数	女性が参加している委員会	女性が参加している委員会の割合 (%)	総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員数の割合 (%)	
市町	江田島市	23	19	82.6	354	70	19.8
	広島市	63	41	65.1	832	232	27.9
	呉市	37	32	86.5	680	149	21.9
	竹原市	21	17	81.0	246	60	24.4
	三原市	24	19	79.2	376	77	20.5
	尾道市	31	24	77.4	514	111	21.6
	福山市	55	52	94.5	982	235	23.9
	府中市	34	26	76.5	511	108	21.1
	三次市	24	20	83.3	419	125	29.8
	庄原市	28	21	75.0	473	79	16.7
	大竹市	21	14	66.7	231	42	18.2
	東広島市	31	28	90.3	466	131	28.1
	廿日市市	32	26	81.3	523	105	20.1
	安芸高田市	19	14	73.7	430	127	29.5
	市計	443	353	79.7	7,037	1,651	23.5
	府中町	21	18	85.7	261	66	25.3
	海田町	16	10	62.5	162	26	16.0
	熊野町	8	7	87.5	94	21	22.3
	坂町	20	14	70.0	275	58	21.1
	安芸太田町	12	10	83.3	200	44	22.0
	北広島町	29	20	69.0	510	108	21.2
	大崎上島町	12	9	75.0	153	37	24.2
	世羅町	23	17	73.9	366	101	27.6
神石高原町	8	7	87.5	83	15	18.1	
町計	149	112	75.2	2,104	476	22.6	
市町計	592	465	78.5	9,141	2,127	23.3	
注) 広域	三原市	1	1	100.0	6	1	16.7
	広域計	1	1	100.0	6	1	16.7
合計	593	466	78.6	9,147	2,128	23.3	

注-1：広域：複数の市町を含む広域の審議会については，当該審議会の事務局が所在する市において全委員分をまとめています。

-2：資料は，広島県(平成18年4月1日現在)。

(4) 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

ア 市町の職員の状況

本市の職員数は511人で、このうち女性は168人です。女性職員の割合は32.9%で、市平均をやや下回っています。

表 市町の職員の状況

市町名	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
江田島市	511	168	32.9
広島市	10,054	3,691	36.7
呉市	3,116	768	24.6
竹原市	267	117	43.8
三原市	1,053	329	31.2
尾道市	2,438	1,138	46.7
福山市	4,143	1,851	44.7
府中市	665	331	49.8
三次市	1,017	510	50.1
庄原市	714	282	39.5
大竹市	294	88	29.9
東広島市	1,580	648	41.0
廿日市市	1,154	404	35.0
安芸高田市	499	155	31.1
市計	27,505	10,480	38.1
府中町	365	98	26.8
海田町	209	82	39.2
熊野町	166	58	34.9
坂町	103	30	29.1
安芸太田町	345	208	60.3
北広島町	418	148	35.4
大崎上島町	148	52	35.1
世羅町	254	102	40.2
神石高原町	216	85	39.4
町計	2,224	863	38.8
市町計	29,729	11,343	38.2

注：資料は、広島県(平成18年4月1日現在)。

イ 管理職（課長相当職以上）の状況

本市の管理職（課長相当職以上）は90人で、このうち女性は1人です。女性管理職の割合は1.1%で、市平均を下回っています。

また、管理職の比率をみると、総数で17.6%、女性で0.6%、男性で25.9%になっており、女性の比率は市平均を下回っています。

表 管理職（課長相当級以上）の状況

市町名	管理職				管理職の比率(%)		
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	総数	女性	男性
江田島市	90	1	89	1.1	17.6	0.6	25.9
広島市	847	56	791	6.6	8.4	1.5	12.4
呉市	276	5	271	1.8	8.9	0.7	11.5
竹原市	31	1	30	3.2	11.6	0.9	20.0
三原市	104	19	85	18.3	9.9	5.8	11.7
尾道市	118	3	115	2.5	4.8	0.3	8.8
福山市	257	9	248	3.5	6.2	0.5	10.8
府中市	67	17	50	25.4	10.1	5.1	15.0
三次市	72	10	62	13.9	7.1	2.0	12.2
庄原市	77	8	69	10.4	10.8	2.8	16.0
大竹市	46	7	39	15.2	15.6	8.0	18.9
東広島市	187	42	145	22.5	11.8	6.5	15.6
廿日市市	132	6	126	4.5	11.4	1.5	16.8
安芸高田市	77	6	71	7.8	15.4	3.9	20.6
市計	2,381	190	2,191	8.0	8.7	1.8	12.9
府中町	38	1	37	2.6	10.4	1.0	13.9
海田町	42	7	35	16.7	20.1	8.5	27.6
熊野町	33	3	30	9.1	19.9	5.2	27.8
坂町	17	1	16	5.9	16.5	3.3	21.9
安芸太田町	48	12	36	25.0	13.9	5.8	26.3
北広島町	43	4	39	9.3	10.3	2.7	14.4
大崎上島町	21	4	17	19.0	14.2	7.7	17.7
世羅町	42	12	30	28.6	16.5	11.8	19.7
神石高原町	27	4	23	14.8	12.5	4.7	17.6
町計	311	48	263	15.4	14.0	5.6	19.3
市町計	2,692	238	2,454	8.8	9.1	2.1	13.3

注-2：管理職の比率は、総数は総管理職数/総職員数、女性は女性管理職数/女性職員数、男性は男性管理職/男性職員数。

：資料は、広島県(平成18年4月1日現在)。

(5) 補助金交付団体の役員の状況

補助金交付団体（76団体）の役員の総数は962人です。このうち、女性は161人で、役員総数の16.7%になっています。

表 補助金交付団体の役員の状況

部	団体数 (団体)	役員数(人)		女性の 割合(%)
		総数	女性	
総務部	20	32	23	71.9
市民生活部	16	261	50	19.2
福祉保健部	8	109	40	36.7
産業部	19	238	7	2.9
生涯学習部	6	99	22	22.2
消防本部	7	223	19	8.5
合計	76	962	161	16.7

注-1：役員の内容は、会長、副会長、監査、会計、書記、理事、監事、評議員等。

-2：資料は、関係部局（平成19年3月現在）。

参考 対象とした団体

部	団体名
総務部	江田島町区長会、能美町地区会長等連合会、沖美地区自治会長会、大柿町区会連合会、江田島市女性連合会、地区女性会(15地区)
市民生活部	青色申告会（江田島町、能美町）、江田島市人権教育啓発推進協議会、明講会（大柿町）、住みよい町をつくる会（能美町）、(財)黎明会（大柿町）、部落解放同盟江田島市協議会、全日本同和会沖美支部、江田島市公衆衛生推進協議会、地区公衆衛生推進協議会（4町）、江能食品衛生協会、江田島市防犯連合会、江田島市交通安全協会
福祉保健部	江田島市社会福祉協議会、江田島市民生委員児童委員協議会、江田島市原爆被爆者の会、江田島地区保護司会、江田島市身体障害者福祉協議会、江田島市老人クラブ連合会、江田島市シルバー人材センター、江田島市食生活改善推進協議会
産業部	漁業協同組合(11組合)、江田島市水産物等販売協議会、江田島市漁業振興協議会、江田島湾再生協議会、江田島市観光協会、商工会（4町）
生涯学習部	江田島市PTA連合会、江田島市子ども会連合会、江田島市地域活動連絡協議会、江田島市文化協会、江田島市体育協会、江田島市スポーツ少年団
消防本部	深江婦人防火クラブ、保育園幼年消防クラブ（4園）、高田少年消防クラブ、江田島市危険物安全協会

資料2 男女共同参画に関するアンケート調査結果

本調査は、男女がお互いに人権を尊重し、ともにいきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現に向けての市民の意識、意向を把握するために、20歳以上の市民、事業所従業者、高校生を対象としてアンケート調査を行ったもので、本計画を策定するうえでの参考としました。

(1) 一般市民（20歳以上）

ア 調査の概要

調査対象者は、市内に居住されている20歳以上の方1,000名です。

調査はアンケート方式とし、調査票は郵送配布・郵送回収としました。

調査期間は、平成18年11月13日～30日の間です。

調査票の有効配布数は972件、有効回収数は390件で、回収率は40.1%でした。

イ 調査結果の概要

(ア) 回答者の状況

回答者の性別は、女性の割合がやや高くなっています。

表 回答者の性別

項目	件数(件)	割合(%)
男性	174	44.6
女性	216	55.4
合計	390	100.0

回答者の年齢は、60歳以上の方が半数以上です。

表 回答者の年齢

項目	件数(件)	割合(%)
20歳代	25	6.4
30歳代	39	10.0
40歳代	46	11.8
50歳代	81	20.8
60歳代	85	21.8
70歳以上	114	29.2
合計	390	100.0

回答者の住まい先は、割合の高い方から「江田島町」、「大柿町」、「能美町」、「沖美町」の順です。

表 回答者の住まい先

項 目	件数(件)	割合(%)
江田島町	166	42.7
能美町	68	17.5
沖美町	44	11.3
大柿町	111	28.5
合 計	389	100.0

回答者の家族構成は、「夫婦のみ」と「単身」で半数を超えています。

表 回答者の家族構成

項 目	件数(件)	割合(%)
単身	49	12.9
夫婦のみ	147	38.8
親と子ども	136	35.9
3世代	39	10.3
その他	8	2.1
合 計	379	100.0

回答者のうち子どもがいると答えた人は約36%です。

子どもがいると答えた人の一番下の子どもの年齢をみると、割合の高い方から「高校生以上」約55%、「小学生」約15%、「中学生」約12%、「乳児(3歳未満)」約9%、「小学校入学前の幼児(3歳~小学校入学前)」約6%の順です。

表 一番下の子どもの年齢

項 目	全体	男性	女性
乳児(3歳未満)	12	6	6
	8.7	10.7	7.3
小学校入学前の幼児(3歳~小学校入学前)	8	2	6
	5.8	3.6	7.3
小学生	20	8	12
	14.5	14.3	14.6
中学生	16	6	10
	11.6	10.7	12.2
高校生以上	76	32	44
	55.1	57.1	53.7
無回答	6	2	4
	4.3	3.6	4.9

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

職業を持っている人が約54% , 持っていない人が約46%です。

表 回答者の職業

項 目	全体	男性	女性
農林漁業	24	18	6
	6.2	10.3	2.8
商工サービス業	16	10	6
	4.1	5.7	2.8
自由業等	13	9	4
	3.3	5.2	1.9
家族従業(上記3業種を家族 で手伝っている人)	9	-	9
	2.3	-	4.2
会社員・公務員・その他勤め 人	104	69	35
	26.7	39.7	16.2
パート・アルバイト・内職	44	6	38
	11.3	3.4	17.6
家事専業	59	-	59
	15.1	-	27.3
学生	1	1	-
	0.3	0.6	-
無職	118	60	58
	30.3	34.5	26.9
その他	1	1	-
	0.3	0.6	-
無回答	1	-	1
	0.3	-	0.5

注：上段は件数(件) , 下段は割合(%)。

配偶者・パートナーのいる人は約3/4です。

表 パートナーの有無

	全体
配偶者・パートナーがいる	296
	75.9
配偶者・パートナーはいない	91
	23.3
無回答	3
	0.8

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

配偶者・パートナーがいると答えた人で，配偶者・パートナーの職業をみると，職業を持っている人が約5割になっています。

表 配偶者・パートナーの職業

項目	全体	男性	女性
農林漁業	15	4	11
	5.1	2.9	7.1
商工サービス業	9	4	5
	3.0	2.9	3.2
自由業等	7	3	4
	2.4	2.1	2.6
家族従業(上記3業種を家族で手伝っている人)	9	8	1
	3.0	5.7	0.6
会社員・公務員・その他勤め人	79	14	65
	26.7	10.0	41.7
パート・アルバイト・内職	31	25	6
	10.5	17.9	3.8
家事専業	31	28	3
	10.5	20.0	1.9
学生	-	-	-
	-	-	-
無職	106	52	54
	35.8	37.1	34.6
その他	2	1	1
	0.7	0.7	0.6
無回答	7	1	6
	2.4	0.7	3.8

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(1) 男女の社会的な地位の平等に関する意識

男女の社会的な地位の平等について、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と「男性の方が非常に優遇されている」を合わせて、男性が優遇されていると考えている人の割合を見ました。

「社会通念，慣習，しきたりなどで」，「政治の場で」の2項目で5割を超えています。

各項目を総合的に判断した「社会全体で」では，男性が優遇されている社会であると考えている人が約6割です。

男女別にみると，「法律や制度の上で」において男性約25%，女性約43%になっており，意識の差が大きくなっています。

表 男女の社会的な地位の平等に関する意識（男性が優遇されていると考えている人）

項 目	全体	男性	女性
社会通念，慣習，しきたりなどで	245	106	139
	62.8	60.9	64.3
政治の場で	207	84	123
	53.1	48.3	56.9
家庭生活で	190	81	109
	48.7	46.6	50.4
職場で	170	76	94
	43.6	43.7	43.5
法律や制度の上で	135	43	92
	34.6	24.7	42.6
地域活動の場で	124	52	72
	31.8	29.8	33.3
学校教育の場で(児童生徒のこと)	10	5	5
	2.6	2.9	2.3
社会全体で	227	95	132
	58.2	54.6	61.1

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

男女が平等な社会にするために最も重要と思うことの第1位に「女性・男性を取り巻く様々な偏見，固定的な社会通念，慣習，しきたりを改めること」が挙げられており，特にこうした点の改善が求められています。

表 男女が平等な社会にするために最も重要と思うこと

項 目	全体	男性	女性
女性・男性を取り巻く様々な偏見，固定的な社会通念，慣習，しきたりを改めること	133	69	64
	34.1	39.7	29.6
女性の就業，社会参画を支援する施設やサービスの充実を図ること	62	18	44
	15.9	10.3	20.4
女性が経済力をつけたり，知識・技術を習得するなど，積極的に能力の向上を目指すこと	49	17	32
	12.6	9.8	14.8
政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること	35	17	18
	9.0	9.8	8.3
法律や制度の上での見直しを行い，女性の地位の向上を図ること	21	5	16
	5.4	2.9	7.4
その他	14	10	4
	3.6	5.7	1.9
わからない	60	30	30
	15.4	17.2	13.9
無回答	16	8	8
	4.1	4.6	3.7

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(ウ) 男女の家事等の役割分担について

男女の家事等の役割分担の現状をみると、「食事の支度」をはじめとして女性が家事等の大部分を担っています。その中で、「子どもの育児・しつけ等」は「夫婦が協力して」の割合が他の項目に比べて高くなっています。

表 男女の家事等の役割分担の現状に関する認識

性別	項目	主に夫	夫婦が協力して	主に妻	家族が協力して	その他	無回答	
全 体	食事の支度	4	30	240	9	3	10	
		1.4	10.1	81.1	3.0	1.0	3.4	
	掃除	11	50	197	16	3	19	
		3.7	16.9	66.6	5.4	1.0	6.4	
	洗濯	8	25	232	8	3	20	
		2.7	8.4	78.4	2.7	1.0	6.8	
	家計の管理	16	42	204	4	4	26	
		5.4	14.2	68.9	1.4	1.4	8.8	
	子どもの育児・しつけ等	1	79	89	20	19	88	
		0.3	26.7	30.1	6.8	6.4	29.7	
	高齢者等の介護	3	32	75	20	42	124	
		1.0	10.8	25.3	6.8	14.2	41.9	
	男 性	食事の支度	3	15	113	2	2	5
			2.1	10.7	80.7	1.4	1.4	3.6
掃除		8	25	87	8	3	9	
		5.7	17.9	62.1	5.7	2.1	6.4	
洗濯		4	12	109	3	2	10	
		2.9	8.6	77.9	2.1	1.4	7.1	
家計の管理		9	21	93	3	3	11	
		6.4	15.0	66.4	2.1	2.1	7.9	
子どもの育児・しつけ等		1	37	31	12	10	49	
		0.7	26.4	22.1	8.6	7.1	35.0	
高齢者等の介護		1	16	24	12	21	66	
		0.7	11.4	17.1	8.6	15.0	47.1	
女 性		食事の支度	1	15	127	7	1	5
			0.6	9.6	81.4	4.5	0.6	3.2
	掃除	3	25	110	8	-	10	
		1.9	16.0	70.5	5.1	-	6.4	
	洗濯	4	13	123	5	1	10	
		2.6	8.3	78.8	3.2	0.6	6.4	
	家計の管理	7	21	111	1	1	15	
		4.5	13.5	71.2	0.6	0.6	9.6	
	子どもの育児・しつけ等	-	42	58	8	9	39	
		-	26.9	37.2	5.1	5.8	25.0	
	高齢者等の介護	2	16	51	8	21	58	
		1.3	10.3	32.7	5.1	13.5	37.2	

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

男女の家事の役割分担の望ましいあり方で「主に妻」と答えた人の割合をみると、各項目ともに男性の割合が高くなっており、男性と女性の間でやや意識が異なります。

男女の家事の役割分担の望ましいあり方について現状と比べると、各項目において「主に妻」が大幅に低下して「夫婦が協力して」、「家族が協力して」が上昇しています。

表 男女の家事等の役割分担のあり方について

性別	項目	主に夫	夫婦が協力して	主に妻	家族が協力して	その他	無回答	
全 体	食事の支度	2	94	134	50	2	14	
		0.7	31.8	45.3	16.9	0.7	4.7	
	掃除	4	117	74	77	2	22	
		1.4	39.5	25.0	26.0	0.7	7.4	
	洗濯	1	80	133	55	2	25	
		0.3	27.0	44.9	18.6	0.7	8.4	
	家計の管理	4	123	114	19	2	34	
		1.4	41.6	38.5	6.4	0.7	11.5	
	子どもの育児・しつけ等	1	163	17	44	9	62	
		0.3	55.1	5.7	14.9	3.0	20.9	
	高齢者等の介護	1	101	13	90	16	75	
		0.3	34.1	4.4	30.4	5.4	25.3	
	男 性	食事の支度	1	37	82	14	1	5
			0.7	26.4	58.6	10.0	0.7	3.6
掃除		3	51	47	28	1	10	
		2.1	36.4	33.6	20.0	0.7	7.1	
洗濯		1	34	79	14	1	11	
		0.7	24.3	56.4	10.0	0.7	7.9	
家計の管理		2	49	62	10	1	16	
		1.4	35.0	44.3	7.1	0.7	11.4	
子どもの育児・しつけ等		1	66	12	20	7	34	
		0.7	47.1	8.6	14.3	5.0	24.3	
高齢者等の介護		-	48	10	32	11	39	
		-	34.3	7.1	22.9	7.9	27.9	
女 性		食事の支度	1	57	52	36	1	9
			0.6	36.5	33.3	23.1	0.6	5.8
	掃除	1	66	27	49	1	12	
		0.6	42.3	17.3	31.4	0.6	7.7	
	洗濯	-	46	54	41	1	14	
		-	29.5	34.6	26.3	0.6	9.0	
	家計の管理	2	74	52	9	1	18	
		1.3	47.4	33.3	5.8	0.6	11.5	
	子どもの育児・しつけ等	-	97	5	24	2	28	
		-	62.2	3.2	15.4	1.3	17.9	
	高齢者等の介護	1	53	3	58	5	36	
		0.6	34.0	1.9	37.2	3.2	23.1	

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(I) 地域活動における男女の状況について

地域活動における男女の状況についてみると、「会合での席で女性のみがお茶等の接待をする」について「そう思う」と答えた人が約6割を占めていることをはじめとして、地域活動において男性が上位に位置づけられていることが伺えます。

表 地域活動における男女の状況に関する認識（「そう思う」と答えた人）

項 目	全体	男性	女性
会合での席で、女性のみがお茶等の接待をする	225	100	125
	57.7	57.5	57.9
地域の役員はほとんど男性である	184	86	98
	47.2	49.4	45.4
会合での席順は男性が上席である	136	60	76
	34.9	34.5	35.2
地域の会合には男性の参加が多い	111	53	58
	28.5	30.5	26.9
地域の会合で女性が発言することが難しい	46	20	26
	11.8	11.5	12.0

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(オ) 男女の就業について

これまでに雇用されたことがあると答えた人は約8割で大部分を占めています。

表 雇用の有無について

項 目	全体	男性	女性
ある	306	149	157
	78.5	85.6	72.7
ない	71	21	50
	18.2	12.1	23.1
無回答	13	4	9
	3.3	2.3	4.2

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

職場において男性の方が優遇されていると認識している人の割合(「男性の方が非常に優遇されている」と「男性の方が優遇されている」を合わせた割合)を各項目についてみると、賃金、昇進をはじめとして様々な面で男性が優遇されているとされています。

男女別にみると、男性では「募集や採用」、女性では「能力や成果の評価」、「住宅資金の貸し付けなどの福利厚生」、「退職・解雇」を挙げた人の割合が高くなっています。

表 職場における男女平等に関する認識
(男性の方が優遇されていると認識している人)

項 目	全体	男性	女性
昇進・昇格	175	87	88
	57.2	58.4	56.1
賃金や昇給	169	85	84
	55.3	57.0	53.5
募集や採用	129	69	60
	42.2	46.3	38.3
能力・成果の評価	125	52	73
	40.9	34.9	46.5
業務内容・業務の分担	106	51	55
	34.7	34.2	35.0
教育訓練・研修の機会	95	48	47
	31.1	32.2	29.9
住宅資金の貸し付けなど福利厚生	87	37	50
	28.4	24.8	31.9
退職・解雇	72	31	41
	23.5	20.8	26.1

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

男女が働きやすい環境をつくるために必要だと思うことの割合（「必要である」と「どちらかといえば必要である」）をみると、「募集・採用，配置・昇進などの職場における男女間の格差をなくす」を除く8項目は70%台，「募集・採用，配置・昇進などの職場における男女間の格差をなくす」が60%台で，各項目とも概ね同程度の割合になっています。

男女別にみると，各項目ともに女性の割合が高くなっています。

表 男女が働きやすい環境をつくるために必要だと思うこと（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
男性も家事・育児・介護を担う	305	130	175
	78.2	74.7	81.0
介護，育児休業制度などの活用をすすめる	305	131	174
	78.2	75.3	80.6
介護保険によるホームヘルパーや施設などのサービスを充実する	304	127	177
	78.0	73.0	82.0
保育所，放課後児童クラブなどの保育環境を充実する	300	132	168
	77.0	75.8	77.8
パートタイムや派遣社員などの労働条件を向上させる	287	124	163
	73.6	71.2	75.5
生活状況に応じて柔軟な働き方を選ぶことができる制度を充実させる	285	121	164
	73.1	69.5	75.9
再就職を希望する女性のための講座，セミナーを充実させる	278	117	161
	71.3	67.3	74.5
労働者の権利に関する情報提供や相談窓口を充実させる	276	117	159
	70.8	67.3	73.6
募集・採用，配置・昇進などの職場における男女間の格差をなくす	252	110	142
	64.6	63.3	65.7

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

女性が職場で能力を発揮するために必要だと思うことについては、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める」と「女性自らが積極的に知識や技能を身につける」の2項目を挙げた人の割合が6割前後と高くなっています。

男女別にみると、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める」については，女性が男性より10ポイント以上高くなっています。

表 女性が職場で能力を発揮するために必要だと思うこと（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める	261	106	155
	66.9	60.9	71.8
女性自らが積極的に知識や技能を身につける	225	100	125
	57.7	57.5	57.9
能力主義による人事管理の徹底を行う	111	59	52
	28.5	33.9	24.1
男性に対して，男女平等に関する意識改革のための研修を行う	70	37	33
	17.9	21.3	15.3
職場において，女性の能力開発のための研修を行う	70	29	41
	17.9	16.7	19.0
管理職に対して，女性の育成や平等な人事評価についての研修を行う	61	27	34
	15.6	15.5	15.7
女性に対して，男女平等に関する意識改革のための研修を行う	50	28	22
	12.8	16.1	10.2
女性の管理職への登用を推進する	49	23	26
	12.6	13.2	12.0
その他	2	1	1
	0.5	0.6	0.5
わからない	21	10	11
	5.4	5.7	5.1
無回答	18	6	12
	4.6	3.4	5.6

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

女性が仕事を持つことに関する意見としては「子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」が半数以上を占めています。次いで、「子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい」19%などの順になっています。

男女別にみると、女性においては「子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」が男性より10ポイント以上高くなっています。

表 女性が仕事を持つことに関する意見

項 目	全体	男性	女性
女性は仕事を持たないほうがよい	9	5	4
	2.3	2.9	1.9
結婚するまでは仕事を持つほうがよい	20	9	11
	5.1	5.2	5.1
子どもができるまでは仕事を持つほうがよい	19	11	8
	4.9	6.3	3.7
子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい	197	78	119
	50.5	44.8	55.1
子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい	74	40	34
	19.0	23.0	15.7
その他	21	9	12
	5.4	5.2	5.6
わからない	27	13	14
	6.9	7.5	6.5
無回答	23	9	14
	5.9	5.2	6.5

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(カ) ドメスティック・バイオレンスについて

ドメスティック・バイオレンスの内容に関する認知度(「知っている」と答えた人の割合)をみると、「殴る, 蹴る, 首を絞めるなど身体を傷つける」など物理的な暴力がドメスティック・バイオレンスである認識は高いが, 相手の尊厳を傷つけることがドメスティック・バイオレンスである認識は低くなっています。

表 ドメスティック・バイオレンスに関する認知度(知っていると答えた人)

項 目	全体	男性	女性
殴る, 蹴る, 首を絞めるなど身体を傷つける	301	137	164
	77.2	78.7	75.9
ものを投げる, ものでたたく, 殴るふりをする	292	136	156
	74.9	78.2	72.2
さげすむ, ののしる	261	123	138
	66.9	70.7	63.9
性的行為を強要する	249	120	129
	63.8	69.0	59.7
生活費を渡さない, 使わせない	236	109	127
	60.5	62.6	58.8
「だれのおかげで, 生活していけるんだ」と言う	210	102	108
	53.8	58.6	50.0
外出を制限する	178	81	97
	45.6	46.6	44.9
交友関係や電話を細かく監視する	175	81	94
	44.9	46.6	43.5
避妊に協力しない	161	80	81
	41.3	46.0	37.5
何を言っても無視する	142	69	73
	36.4	39.7	33.8

注: 上段は件数(件), 下段は割合(%).

ドメスティック・バイオレンスの経験等をみると, 「ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある」と答えた人が約10%, 「身近でドメスティック・バイオレンスを受けた人がいる」と答えた人が約9%です。

男女別にみると, 女性の被害がほとんどとなっています。

表 ドメスティック・バイオレンスの経験等について(複数回答)

項 目	全体	男性	女性
ドメスティック・バイオレンスを受けたことはない	221	96	125
	56.7	55.2	57.9
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある	37	7	30
	9.5	4.0	13.9
身近でドメスティック・バイオレンスを受けた人がいる	36	17	19
	9.2	9.8	8.8
その他	8	6	2
	2.1	3.4	0.9
無回答	97	49	48
	24.9	28.2	22.2

注: 上段は件数(件), 下段は割合(%).

「ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある」と答えた人のドメスティック・バイオレンスに関する相談の状況をみると、相談した人が約60%、相談しなかった人が約38%です。相談相手としては「家族に相談した」、「友人に相談した」の2項目の割合が高くなっています。

表 ドメスティック・バイオレンスに関する相談について（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
家族に相談した	15	-	15
	40.5	-	50.0
友人・知人に相談した	13	2	11
	35.1	28.6	36.7
国・県の機関，市役所，人権擁護委員に相談した	2	-	2
	5.4	-	6.7
警察に連絡・相談した	1	-	1
	2.7	-	3.3
弁護士会などに相談した	1	-	1
	2.7	-	3.3
医師に相談した	-	-	-
	-	-	-
その他	2	1	1
	5.4	14.3	3.3
どこ（誰）にも相談しなかった	14	3	11
	37.8	42.9	36.7
無回答	1	1	-
	2.7	14.3	-

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(キ) セクシャル・ハラスメントについて

セクシャル・ハラスメントの内容に関する認知度（「知っている」と答えた人の割合）をみると、「故意に身体にふれる」、「キスやセックスの強要など性的な行為を迫る」が70%台、「しつこく交際を求める」、「性的な冗談やひわいなことを話題にする」、「忘年会などでお酌・デュエット・ダンスなどを強要する」、「からだをじろじろ見る」が60%台、「職場にヌードポスター・ヌードカレンダーなどをはる」、「容姿について、あれこれ聞く・話題にする」が50%前後になっています。

男女別にみると、男性の方が女性より各項目で認知度が高くなっています。

表 セクシャル・ハラスメント内容に関する認知度（「知っている」と答えた人）

項 目	全体	男性	女性
故意に身体にふれる	299	138	164
	76.7	63.9	75.9
キスやセックスの強要など性的な行為を迫る	298	127	163
	76.4	58.8	75.5
しつこく交際を求める	272	156	145
	69.7	72.2	67.1
性的な冗談やひわいなことを話題にする	263	108	144
	67.4	50.0	66.7
忘年会などでお酌・デュエット・ダンスなどを強要する	247	97	126
	63.3	44.9	58.3
からだをじろじろ見る	236	94	122
	60.5	43.5	56.5
職場にヌードポスター・ヌードカレンダーなどをはる	196	164	95
	50.3	75.9	44.0
容姿について、あれこれ聞く・話題にする	192	73	91
	49.2	33.8	42.1

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

セクシャル・ハラスメントの経験等をみると、「セクシャル・ハラスメントを受けたことがある」と答えた人が約11%、「身近でセクシャル・ハラスメントを受けた人がある」と答えた人が約4%です。

男女別にみると、女性の被害がほとんどです。

表 セクシャル・ハラスメントの経験について（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
セクシャル・ハラスメントを受けたことはない	227	103	124
	58.2	59.2	57.4
セクシャル・ハラスメントを受けたことがある	41	6	35
	10.5	3.4	16.2
身近でセクシャル・ハラスメントを受けた人がある	17	10	7
	4.4	5.7	3.2
その他	6	3	3
	1.5	1.7	1.4
無回答	105	53	52
	26.9	30.5	24.1

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

「セクシャル・ハラスメントを受けたことがある」と答えた人のセクシャル・ハラスメントに関する相談の状況をみると、相談した人が約46%，相談しなかった人が約54%です。相談相手としては「家族に相談した」、「友人に相談した」の2項目の割合が高くなっています。

表 セクシャル・ハラスメントに関する相談の有無（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
友人・知人に相談した	12	1	11
	29.3	16.7	31.4
家族に相談した	9	-	9
	22.0	-	25.7
弁護士会などに相談した	1	-	1
	2.4	-	2.9
警察に連絡・相談した	1	-	1
	2.4	-	2.9
国・県の機関，市役所，人権擁護委員に相談した	-	-	-
	-	-	-
その他	3	1	2
	7.3	16.7	5.7
どこ（誰）にも相談しなかった	22	4	18
	53.7	66.7	51.4
無回答	-	-	-
	-	-	-

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

- (ク) ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントを防ぐための取り組みに関する意見
ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントを防ぐための取り組みに関する意見をみると、「援助を求めやすいように、情報提供や相談体制を整備する」、「担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が相談しやすい環境をつくる」の2項目を挙げた人の割合が高くなっており、相談体制の充実が求められています。

表 ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントを防ぐための取り組みに関する意見(複数回答)

項 目	全体	男性	女性
援助を求めやすいように、情報提供や相談体制を整備する	166	75	91
	42.6	43.1	42.1
担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が相談しやすい環境をつくる	166	69	97
	42.6	39.7	44.9
地域・家庭・学校における男女平等や人権についての教育を充実させる	99	50	49
	25.4	28.7	22.7
行政や警察が啓発活動を積極的に行い、配偶者や恋人などからの暴力などに対する世論を高める	93	49	44
	23.8	28.2	20.4
加害者へのカウンセリングを充実する	88	38	50
	22.6	21.8	23.1
被害者が一時的に逃れることのできるシェルター(避難所)を設置する	86	36	50
	22.1	20.7	23.1
法律・制度の制定や見直しを行う	84	48	36
	21.5	27.6	16.7
その他	8	6	2
	2.1	3.4	0.9
個人的な問題なので特に対応の必要はない	11	4	7
	2.8	2.3	3.2
わからない	16	8	8
	4.1	4.6	3.7
無回答	55	21	34
	14.1	12.1	15.7

注：上段は件数(件)、下段は割合(%)。

(ケ) 男女共同参画社会形成の形成に向けて

男女共同参画社会をつくるために自分自身ができることについての意見をみると、「相手の立場に立って物事を理解するように努める」、「男女それぞれが自分の身の回りのことができるように生活面で自立する」、「仕事、家事、育児、介護を夫婦・パートナー間で、共に担う」の3項目を挙げた人の割合が高くなっています。

表 男女別の男女共同参画社会をつくるために自分自身ができることについての意見
(複数回答)

項 目	全体	男性	女性
相手の立場に立って物事を理解するよう努める	257	119	138
	65.9	68.4	63.9
男女それぞれが自分の身の回りのことができるよう生活面で自立する	232	97	135
	59.5	55.7	62.5
仕事、家事、育児、介護を夫婦・パートナー間で、共に担う	192	80	112
	49.2	46.0	51.9
家庭における子どものしつけや教育で男女の分け隔てをしない	149	62	87
	38.2	35.6	40.3
自分の意志を相手に伝える技術を身につける	112	43	69
	28.7	24.7	31.9
男女の人権、男女平等について理解を深めるよう学習する	95	49	46
	24.4	28.2	21.3
男女それぞれが経済的に自立する	69	30	39
	17.7	17.2	18.1
仕事に費やす時間を短くすることなどにより夫婦・パートナー間での会話を増やす	68	32	36
	17.4	18.4	16.7
男女共同参画を周囲に働きかける	32	11	21
	8.2	6.3	9.7
その他	5	4	1
	1.3	2.3	0.5
特にない	18	7	11
	4.6	4.0	5.1
男女共同参画社会になっているので、現状のままでよい	5	3	2
	1.3	1.7	0.9
無回答	31	11	20
	7.9	6.3	9.3

注：上段は件数(件)、下段は割合(%)。

男女共同参画社会をつくるために江田島市に要望することをみると、「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する」、「介護サービスを充実する」の2項目を挙げた人の割合が高くなっており、保育・介護サービスの充実が求められています。

表 男女別の男女共同参画社会をつくるために江田島市に要望すること（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する	177	73	104
	45.4	42.0	48.1
介護サービスを充実する	160	62	98
	41.0	35.6	45.4
再就職に役立つ学習機会や相談事業など女性の就労支援を行う	135	59	76
	34.6	33.9	35.2
学校などにおける男女平等の意識づくりを行う	125	57	68
	32.1	32.8	31.5
社会教育・生涯学習の場での学習を充実する	105	44	61
	26.9	25.3	28.2
広報誌や後援会などによる男女の平等と相互理解についての啓発活動を行う	82	41	41
	21.0	23.6	19.0
女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談や学習ができる関係機関の充実を図る	78	33	45
	20.0	19.0	20.8
女性のための相談体制を充実する（例：ドメスティック・バイオレンス被害者に対する自立支援）	74	36	38
	19.0	20.7	17.6
職場における男女均等な取り扱いについて周知徹底する	73	34	39
	18.7	19.5	18.1
ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口や被害者のための施設の設置に努める	72	34	38
	18.5	19.5	17.6
リーダー養成など女性の人材育成を推進する	55	26	29
	14.1	14.9	13.4
審議会など施策・方針決定過程へ女性の積極的登用を図る	48	28	20
	12.3	16.1	9.3
男性のための相談体制を充実する（例：ドメスティック・バイオレンス加害者への再教育）	44	19	25
	11.3	10.9	11.6
その他	7	5	2
	1.8	2.9	0.9
特にない	29	11	18
	7.4	6.3	8.3
無回答	39	14	25
	10.0	8.0	11.6

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(2) 事業所従業者

ア 調査の概要

調査対象者は、市内の事業所（従業員50人以上の7事業所）にお勤めの方（市外に居住する人を含む）です。

調査はアンケート方式とし、事業所総務課を通じて配布回収を行いました。（事業所内に、アンケート票とアンケート回収箱を設置して、従業者の方に協力を依頼しました。）

調査期間は、平成19年1月9日～18日の間です。

調査票の配布数は140件（各事業所20件）で、回収数は127件、回収率は90.7%になっています。

イ 調査結果の概要

(7) 回答者の状況

回答者の性別は、「男性」約35%、「女性」約65%です。

表 回答者の性別

項目	件数(件)	割合(%)
男性	44	34.6
女性	83	65.4
合計	127	100.0

回答者の年齢は、割合が高い方から「50歳代」、「30歳代」、「40歳代」、「20歳代」などの順になっています。

表 回答者の年齢

項目	件数(件)	割合(%)
20歳代	19	15.0
30歳代	28	22.0
40歳代	26	20.5
50歳代	41	32.3
60歳代	11	8.7
70歳以上	2	1.6
合計	127	100.0

回答者の住まい先は、割合の高い方から「江田島町」、「大柿町」、「能美町」、「沖美町」の順で、市内に住んでいる人が約8割です。

表 回答者の住まい先

項目	件数(件)	割合(%)
江田島町	43	33.9
能美町	10	7.9
沖美町	9	7.1
大柿町	42	33.1
その他	23	18.1
合計	127	100.0

「配偶者・パートナーがいる」と答えた人は約65%です。

表 配偶者・パートナーの有無

項目	件数(件)	男性	女性
配偶者・パートナーがいる	83	29	54
	65.4	65.9	65.1
配偶者・パートナーはいない	40	13	27
	31.5	29.5	32.5
無回答	4	2	2
	3.1	4.5	2.4

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

回答者の家族構成は、「親と子ども」が約6割です。

表 家族構成

項目	全体	男性	女性
単身	12	5	7
	9.4	11.4	8.4
夫婦のみ	23	3	20
	18.1	6.8	24.1
親と子ども	74	30	44
	58.3	68.2	53.0
3世代	11	2	9
	8.7	4.5	10.8
4世代	-	-	-
	-	-	-
その他	5	2	3
	3.9	4.5	3.6
無回答	2	2	-
	1.6	4.5	-

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(1) 男女の就業について

職場において「男性の方が非常に優遇されている」と「男性の方が優遇されている」を合わせて男性の方が優遇されていると認識している人の割合を各項目についてみると、昇進・昇格，賃金や昇給をはじめとして様々な面で男性が優遇されていると思われています。

表 職場における男女平等に関する認識
(男性の方が優遇されていると認識している人)

項 目	全体	男性	女性
昇進・昇格	50	18	32
	39.3	40.9	38.6
賃金や昇給	49	17	32
	38.6	38.6	38.6
業務内容・業務の分担	31	11	20
	24.4	25	24.1
能力・成果の評価	30	9	21
	23.6	20.4	25.3
募集や採用	29	10	19
	22.9	22.7	22.9
教育訓練・研修の機会	28	14	14
	22.1	31.8	16.8
住宅資金の貸し付けなど福利厚生	22	5	17
	17.3	11.3	20.4
退職・解雇	16	5	11
	12.6	11.3	13.2

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

職場で育児休業を「取得したことがある」と答えた人は1割未満です。一方、「取得したいと思ったがしなかった」と答えた人が約13%で、育児休業を取得することが難しい状況にあることが伺えます。

表 職場での育児休業取得の経験

項目	全体	男性	女性
取得したことがある	11	1	10
	8.7	2.3	12.0
取得したいと思ったがしなかった	16	6	10
	12.6	13.6	12.0
今まで取得の必要がなかった	95	36	59
	74.8	81.8	71.1
無回答	5	1	4
	3.9	2.3	4.8

注：上段は件数(件)、下段は割合(%)。

「育児休業を取得したいと思ったがしなかった」と答えた人の育児休業を取得しなかった理由をみると、「休暇の制度がないから」が半分を占めています。制度がある人においては「仕事が忙しく休める状況になかったから」、「職場に休みにくい雰囲気があったから（上司や同僚が嫌な顔をするから）」、「経済的な理由（休業補償がない、昇給に影響するなど）から」及び「元の職場に戻れるか不安だから」などが上位に上げられています。

表 職場で育児休業を取得しなかった理由（複数回答）

項目	全体	男性	女性
休暇の制度がないから	8	2	6
	50.0	33.3	60.0
仕事が忙しく、休める状況になかったから	5	3	2
	31.3	50.0	20.0
職場に休みにくい雰囲気があったから（上司や同僚が嫌な顔をするから）	4	2	2
	25.0	33.3	20.0
経済的な理由（休業補償がない、昇給に影響するなど）から	3	1	2
	18.8	16.7	20.0
元の職場に戻れるから不安だから	3	2	1
	18.8	33.3	10.0
休暇の制度があることを知らなかったから	2	-	2
	12.5	-	20.0
昇進・昇格が遅れるから	1	-	1
	6.3	-	10.0
配偶者・パートナーが休暇を取得したから	-	-	-
	-	-	-
休暇中に仕事の能力が低下するのが不安だから	-	-	-
	-	-	-
その他	-	-	-
	-	-	-
無回答	-	-	-
	-	-	-

注：上段は件数(件)、下段は割合(%)。

職場で介護休業を「取得したことがある」と答えた人は2%でほとんどいません。一方、「取得したいと思ったがしなかった」と答えた人が15%で、育児休業以上に介護休業の取得が難しい状況にあるものと考えられます。

表 職場での介護休業取得の経験

項目	全体	男性	女性
取得したことがある	2	-	2
	1.6	-	2.4
取得したいと思ったがしなかった	19	4	15
	15.0	9.1	18.1
今まで取得の必要がなかった	101	39	62
	79.5	88.6	74.7
無回答	5	1	4
	3.9	2.3	4.8

注：上段は件数(件)、下段は割合(%)。

職場で「介護休業を取得したいと思ったがしなかった」と答えた人の介護休業を取得しなかった理由をみると、「休暇の制度がないから」が約3割を占めています。制度がある人においては「仕事が忙しく休める状況になかったから」が5割以上を占めています。そのほかでは、「休暇の制度がないから」及び「職場に休みにくい雰囲気があったから（上司や同僚が嫌な顔をするから）」、「休暇の制度があることを知らなかったから」などが上位に上げられています。

表 介護休業を取得しなかった理由（複数回答）

項目	全体	男性	女性
仕事が忙しく、休める状況になかったから	10	2	8
	52.6	50.0	53.3
休暇の制度がないから	6	3	3
	31.6	75.0	20.0
職場に休みにくい雰囲気があったから（上司や同僚が嫌な顔をするから）	6	-	6
	31.6	-	40.0
休暇の制度があることを知らなかったから	5	-	5
	26.3	-	33.3
配偶者・パートナーが休暇を取得したから	2	1	1
	10.5	25.0	6.7
元の職場に戻れるから不安だから	2	-	2
	10.5	-	13.3
経済的な理由（休業補償がない、昇給に影響するなど）から	1	-	1
	5.3	-	6.7
昇進・昇格が遅れるから	1	-	1
	5.3	-	6.7
休暇中に仕事の能力が低下するのが不安だから	1	-	1
	5.3	-	6.7
その他	-	-	-
	-	-	-
無回答	-	-	-
	-	-	-

注：上段は件数(件)、下段は割合(%)。

男女が働きやすい環境をつくるために必要だと思うことの割合（「必要である」と「どちらかといえば必要である」を合わせた割合）をみると、「保育所，放課後児童クラブなどの保育環境を充実する」，「育児，介護休業制度が利用しやすい環境をつくる（上司，同僚の理解，元の職場への復帰等）」，「男性も家事・育児・介護を担う」，「介護保険によるホームヘルパーや施設などのサービスを充実する」，「生活状況に応じて柔軟な働き方を選ぶことができる制度を充実させる」の5項目で80%台，その他の5項目でも70%台で，全ての項目で高い割合になっています。

表 男女が働きやすい社会環境をつくるために必要なこと（複数回答）

項目	全体	男性	女性
保育所，放課後児童クラブなどの保育環境を充実する	107	35	72
	84.3	79.5	86.8
育児，介護休業制度が利用しやすい環境をつくる（上司，同僚の理解，元の職場への復帰等）	105	32	73
	82.6	72.8	88.0
男性も家事・育児・介護を担う	104	32	72
	81.9	72.8	86.7
介護保険によるホームヘルパーや施設などのサービスを充実する	103	30	73
	81.1	68.1	88.0
生活状況に応じて柔軟な働き方を選ぶことができる制度を充実させる	102	31	71
	80.3	70.5	85.5
育児，介護休業制度などの活用をすすめる（制度の普及，利用促進）	101	30	71
	79.5	68.2	85.6
労働者の権利に関する情報提供や相談窓口を充実させる	97	29	68
	76.3	65.9	81.9
パートタイムや派遣社員などの労働条件を向上させる	96	33	63
	75.6	75.0	75.9
再就職を希望する女性のための講座，セミナーを充実させる	95	27	68
	74.8	61.4	81.9
募集・採用，配置・昇進などの職場における男女間の格差をなくす	92	28	64
	72.5	63.7	77.1

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

女性が職場で能力を発揮するために必要だと思うことについては、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める」，「女性自らが積極的に知識や技能を身につける」の2項目を挙げた人の割合が高くなっています。

男女別にみると、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める」を挙げた人の割合は，女性の方が男性より20ポイント以上高くなっています。

表 女性が能力を発揮するために必要なこと（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める	79	21	58
	62.2	47.7	69.9
女性自らが積極的に知識や技能を身につける	55	18	37
	43.3	40.9	44.6
管理職に対して，女性の育成や平等な人事評価についての研修を行う	29	8	21
	22.8	18.2	25.3
能力主義による人事管理の徹底を行う	25	11	14
	19.7	25.0	16.9
職場において，女性の能力開発のための研修を行う	22	4	18
	17.3	9.1	21.7
男性に対して，男女平等に関する意識改革のための研修を行う	21	9	12
	16.5	20.5	14.5
女性に対して，男女平等に関する意識改革のための研修を行う	20	9	11
	15.7	20.5	13.3
女性の管理職への登用を推進する	20	9	11
	15.7	20.5	13.3
その他	2	2	-
	1.6	4.5	-
わからない	7	4	3
	5.5	9.1	3.6
無回答	7	3	4
	5.5	6.8	4.8

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

女性が仕事を持つことに関する意見としては、子どもができたら仕事を辞める意向の人と子どもができて仕事も継続する意向の人の割合が同程度になっています。

男女別にみると、女性においては「子どもができてずっと仕事を続けるほうがよい」が男性よりも20ポイント程度高く、子どもができて仕事も継続する意向の人が多くなっています。

表 女性が仕事を持つことに関する意見

項 目	全体	男性	女性
女性は仕事を持たないほうがよい	-	-	-
	-	-	-
結婚するまでは仕事を持つほうがよい	7	1	6
	5.5	2.3	7.2
子どもができるまでは仕事を持つほうがよい	7	5	2
	5.5	11.4	2.4
子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい	45	17	28
	35.4	38.6	33.7
子どもができてずっと仕事を続けるほうがよい	44	10	34
	34.6	22.7	41.0
その他	13	5	8
	10.2	11.4	9.6
わからない	5	3	2
	3.9	6.8	2.4

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(ウ) セクシャル・ハラスメントについて

セクシャル・ハラスメントの内容に関する認知度（「知っている」と答えた人の割合）は6～8割台になっており、各項目ともに認知度は高くなっています。

表 セクシャル・ハラスメントの内容に関する認知度（「知っている」と答えた人）

項 目	全体	男性	女性
故意に身体にふれる	113	40	73
	89.0	90.9	88.0
キスやセックスの強要など性的な行為を迫る	111	40	71
	87.4	90.9	85.5
性的な冗談やひわいなことを話題にする	105	39	66
	82.7	88.6	79.5
しつこく交際を求める	102	39	63
	80.3	88.6	75.9
からだをじろじろ見る	93	32	61
	73.2	72.7	73.5
忘年会などでお酌・デュエット・ダンスなどを強要する	91	34	57
	71.7	77.3	68.7
容姿について、あれこれ聞く・話題にする	90	33	57
	70.9	75.0	68.7
職場にヌードポスター・ヌードカレンダーなどを貼る	83	33	50
	65.4	75.0	60.2

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

セクシャル・ハラスメントの経験等をみると、「セクシャル・ハラスメントを受けたことがある」と答えた人が約13%、「身近でセクシャル・ハラスメントを受けた人がいる」と答えた人が約6%です。

表 セクシャル・ハラスメントの経験や身近で見聞きした経験の有無（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
セクシャル・ハラスメントを受けたことはない	73	26	47
	57.5	59.1	56.6
セクシャル・ハラスメントを受けたことがある	16	1	15
	12.6	2.3	18.1
身近でセクシャル・ハラスメントを受けた人がいる	7	2	5
	5.5	4.5	6.0
その他	5	1	4
	3.9	2.3	4.8
無回答	29	14	15
	22.8	31.8	18.1

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

「セクシャル・ハラスメントを受けたことがある」と答えた人のセクシャル・ハラスメントに関する相談の状況をみると、相談した人が約56%，相談しなかった人が約44%です。相談したと答えた人の相談相手としては「友人に相談した」の割合が高くなっています。

表 セクシャル・ハラスメントに関する相談について（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
どこ（誰）にも相談しなかった	7	1	6
	43.8	100.0	40.0
友人・知人に相談した	6	-	6
	37.5	-	40.0
家族に相談した	1	-	1
	6.3	-	6.7
警察に連絡・相談した	-	-	-
	-	-	-
国・県の機関，市役所，人権擁護委員に相談した	-	-	-
	-	-	-
弁護士会などに相談した	-	-	-
	-	-	-
その他	2	-	2
	12.5	-	13.3
無回答	-	-	-
	-	-	-

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

セクシャル・ハラスメントを防ぐための取り組みに関する意見をみると、「援助を求めやすいように、情報提供や相談体制を整備する」、「担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が相談しやすい環境をつくる」の2項目を挙げた人の割合が高くなっており、相談体制の充実が求められています。

表 セクシャル・ハラスメントを防ぐために必要な取り組みに関する意見（複数回答）

項目	全体	男性	女性
援助を求めやすいように、情報提供や相談体制を整備する	64	21	43
	50.4	47.7	51.8
担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が相談しやすい環境をつくる	57	20	37
	44.9	45.5	44.6
地域・家庭・学校における男女平等や人権についての教育を充実させる	37	12	25
	29.1	27.3	30.1
法律・制度の制定や見直しを行う	35	14	21
	27.6	31.8	25.3
加害者へのカウンセリングを充実する	26	10	16
	20.5	22.7	19.3
行政や警察が啓発活動を積極的に行い、配偶者や恋人などからの暴力などに対する世論を高める	24	6	18
	18.9	13.6	21.7
その他	3	1	2
	2.4	2.3	2.4
個人的な問題なので特に対応の必要はない	3	3	-
	2.4	6.8	-
わからない	3	1	2
	2.4	2.3	2.4
無回答	10	2	8
	7.9	4.5	9.6

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(I) 男女共同参画社会の形成に向けて

男女共同参画社会をつくるために自分自身ができることについての意見をみると、「相手の立場に立って物事を理解するように努める」、「仕事，家事，育児，介護を夫婦・パートナー間で，共に担う」の2項目を挙げた人の割合が6割以上と高くなっています。そのほかでは、「男女それぞれが自分の身の回りのことができるように生活面で自立する」、「家庭における子どものしつけや教育で男女の分け隔てをしない」の2項目を挙げた人も4割以上と比較的高くなっています。

男女別にみると，上記4項目の内，「男女それぞれが自分の身の回りのことができるように生活面で自立する」については男性約23%，女性約59%で，女性が男性に対して生活面での自立を期待しています。

表 男女共同参画社会をつくるために自身ができることについての意見（複数回答）

項目	全体	男性	女性
相手の立場に立って物事を理解するよう努める	82	26	56
	64.6	59.1	67.5
仕事，家事，育児，介護を夫婦・パートナー間で，共に担う	80	24	56
	63.0	54.5	67.5
男女それぞれが自分の身の回りのことができるよう生活面で自立する	59	10	49
	46.5	22.7	59.0
家庭における子どものしつけや教育で男女の分け隔てをしない	57	17	40
	44.9	38.6	48.2
自分の意志を相手に伝える技術を身につける	45	12	33
	35.4	27.3	39.8
男女それぞれが経済的に自立する	38	8	30
	29.9	18.2	36.1
男女の人権，男女平等について理解を深めるよう学習する	35	8	27
	27.6	18.2	32.5
仕事に費やす時間を短くすることなどにより夫婦・パートナー間での会話を増やす	30	7	23
	23.6	15.9	27.7
男女共同参画を周囲に働きかける	19	5	14
	15.0	11.4	16.9
その他	1	1	-
	0.8	2.3	-
特にない	3	3	-
	2.4	6.8	-
男女共同参画社会になっているので，現状のままでよい	-	-	-
	-	-	-
無回答	8	2	6
	6.3	4.5	7.2

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

男女共同参画社会をつくるために江田島市に要望することをみると、「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する」、「介護サービスを充実する」、「再就職に役立つ学習機会や相談事業など女性の就労支援を行う」の3項目を挙げた人の割合が高くなっており、保育・介護サービスの充実や女性の再就職支援が求められています。

表 男女共同参画社会の実現のために江田島市に要望すること（複数回答）

項目	全体	男性	女性
保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する	67	18	49
	52.8	40.9	59.0
介護サービスを充実する	63	20	43
	49.6	45.5	51.8
再就職に役立つ学習機会や相談事業など女性の就労支援を行う	51	15	36
	40.2	34.1	43.4
学校などにおける男女平等の意識づくりを行う	43	15	28
	33.9	34.1	33.7
職場における男女均等な取り扱いについて周知徹底する	39	13	26
	30.7	29.5	31.3
社会教育・生涯学習の場での学習を充実する	35	8	27
	27.6	18.2	32.5
広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発活動を行う	28	8	20
	22.0	18.2	24.1
ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口や被害者のための施設の設置に努める	28	12	16
	22.0	27.3	19.3
リーダー養成など女性の人材育成を推進する	27	9	18
	21.3	20.5	21.7
女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談や学習ができる関係機関の充実を図る	27	8	19
	21.3	18.2	22.9
女性のための相談体制を充実する（例：ドメスティック・バイオレンス被害者に対する自立支援）	26	11	15
	20.5	25.0	18.1
審議会など施策・方針決定過程へ女性の積極的登用を図る	21	9	12
	16.5	20.5	14.5
男性のための相談体制を充実する（例：ドメスティック・バイオレンス加害者への再教育）	18	8	10
	14.2	18.2	12.0
その他	3	2	1
	2.4	4.5	1.2

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(3) 高校生

ア 調査の概要

調査対象者は、県立江田島高等学校及び県立大柿高等学校に通学している高校生の方（市外に居住する人を含む）です。

調査はアンケート方式とし、学校を通じて配布・回収しました。

調査期間は、平成19年1月9日～18日の間です。

調査票の配布数は75件（県立江田島高等学校30件，県立大柿高等学校45件）で，回収数は65件，回収率は86.7%になっています。

イ 調査結果の概要

(7) 回答者の状況

回答者の性別は、「男性」が約63%、「女性」が約37%です。

表 回答者の性別

項目	件数(件)	割合(%)
男性	41	63.1
女性	24	36.9
合計	65	100.0

回答者の住まい先は、割合の高い方から「大柿町」、「江田島町」、「能美町」、「沖美町」の順で、市内の人が約3/4です。

表 回答者の住まい先

項目	件数(件)	割合(%)
江田島町	12	18.5
能美町	7	10.8
沖美町	6	9.2
大柿町	25	38.5
その他	15	23.1
合計	65	100.0

回答者の家族構成は、「親と子ども」が約7割で大部分を占めています。

表 回答者の家族構成

項目	件数(件)	割合(%)
一人	1	1.5
親と子ども	45	69.2
三世代（祖父母+親+子ども）	14	21.5
その他	5	7.7
合計	65	100.0

(1) 男女の社会的な地位の平等について

男性が優遇されている（「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と「男性の方が非常に優遇されている」を合わせた割合）と考えている人の割合をみると、「社会全体で」においては約25%になっています。

各項目別にみると、「就職の状況をみて」がやや高くなっています。また、「家の中で」と「学校生活の中で」においては1割前後と低くなっています。

男女別にみると、女性においては「就職の状況をみて」や「社会全体で」の2項目で男性が優遇されていると考えている人の割合が男性に比べて非常に高くなっています。

表 男女の社会的な地位の平等について
(男性が優遇されていると認識している人)

項目	全体	男性	女性
就職の状況をみて	21	9	12
	32.3	21.9	50.0
家の中で	9	3	6
	13.8	7.3	25.0
学校生活の中で	4	2	2
	6.1	4.8	8.3
社会全体で	16	6	10
	24.7	14.6	41.7

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(ウ) 将来家庭を持った時の男女の家事等の役割分担について

将来家庭を持った時の男女の家事の役割分担について「主に妻」と答えた人の割合をみると、「洗濯」、「食事の支度」で60%台、「家計の管理」50%台などで、洗濯、食事の支度、家計の管理については主に妻の役割と考えている人が多くなっています。

表 将来家庭を持った時の男女の家事等の役割分担について

性別	項目	主に夫	夫婦が協力して	主に妻	家族が協力して	その他	無回答	
全 体	食事の支度	-	9	39	13	4	-	
		-	13.8	60.0	20.0	6.2	-	
	掃除	1	13	24	25	2	-	
		1.5	20.0	36.9	38.5	3.1	-	
	洗濯	1	8	44	9	3	-	
		1.5	12.3	67.7	13.8	4.6	-	
	家計の管理	2	18	37	4	3	1	
		3.1	27.7	56.9	6.2	4.6	1.5	
	子どもの育児・しつけ等	-	43	9	9	3	1	
		-	66.2	13.8	13.8	4.6	1.5	
	高齢者等の介護	-	21	6	25	12	1	
		-	32.3	9.2	38.5	18.5	1.5	
	男 性	食事の支度	-	6	26	7	2	-
			-	14.6	63.4	17.1	4.9	-
掃除		1	8	15	15	2	-	
		2.4	19.5	36.6	36.6	4.9	-	
洗濯		1	5	29	4	2	-	
		2.4	12.2	70.7	9.8	4.9	-	
家計の管理		2	10	22	4	2	1	
		4.9	24.4	53.7	9.8	4.9	2.4	
子どもの育児・しつけ等		-	24	8	5	3	1	
		-	58.5	19.5	12.2	7.3	2.4	
高齢者等の介護		-	14	4	14	8	1	
		-	34.1	9.8	34.1	19.5	2.4	
女 性		食事の支度	-	3	13	6	2	-
			-	12.5	54.2	25.0	8.3	-
	掃除	-	5	9	10	-	-	
		-	20.8	37.5	41.7	-	-	
	洗濯	-	3	15	5	1	-	
		-	12.5	62.5	20.8	4.2	-	
	家計の管理	-	8	15	-	1	-	
		-	33.3	62.5	-	4.2	-	
	子どもの育児・しつけ等	-	19	1	4	-	-	
		-	79.2	4.2	16.7	-	-	
	高齢者等の介護	-	7	2	11	4	-	
		-	29.2	8.3	45.8	16.7	-	

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

将来家庭を持った時の男女の家事の役割分担について、一般市民（20歳以上の市民）に対するアンケート調査結果（男女の役割分担の望ましいあり方）と比較すると、高校生の方が各項目で「主に妻」と答えた人の割合が高くなっています。

表 男女の家事等の役割分担で「主に妻」と答えた人の割合の比較（単位：％）

項目	全体		男性		女性	
	高校生	一般	高校生	一般	高校生	一般
食事の支度	60.0	45.3	63.4	58.6	54.2	33.3
掃除	36.9	25.0	36.6	33.6	37.5	17.3
洗濯	67.7	44.9	70.7	56.4	62.5	34.6
家計の管理	56.9	38.5	53.7	44.3	62.5	33.3
子どもの育児・しつけ等	13.8	5.7	19.5	8.6	4.2	3.2
高齢者等の介護	9.2	4.4	9.8	7.1	8.3	1.9

(I) 男女の就業について

男女が働きやすい環境をつくるために必要だと思うことの割合（「必要である」と「どちらかといえば必要である」を合わせた割合）をみると、「男性も家事・育児・介護を担う」と「募集・採用、配置・昇進などの職場における男女間の格差をなくす」の2項目が70%台で、そのほかの項目も50～60%台になっています。

男女別にみると、各項目ともに女性の割合が20ポイント以上高く、女性が平等に働くことができる環境づくりが強く求められています。

表 男女が働きやすい環境をつくるために必要だと思うこと（複数回答）

項目	全体	男性	女性
男性も家事・育児・介護を担う	47	25	22
	72.3	61.0	91.6
募集・採用、配置・昇進などの職場における男女間の格差をなくす	46	24	22
	70.8	58.6	91.6
保育所、放課後児童クラブなどの保育環境を充実する	43	22	21
	66.2	53.7	87.5
介護、育児休業制度などの活用をすすめる	43	23	20
	66.1	56.1	83.4
高齢者のためのサービス（施設、ホームヘルパーの派遣等）を充実する	43	20	23
	66.1	48.8	95.8
生活状況に応じて柔軟な働き方を選ぶことができる制度を充実させる	42	20	22
	64.6	48.8	91.7
労働者の権利に関する情報提供や相談窓口を充実させる	41	20	21
	63.1	48.8	87.5
パートタイムや派遣社員などの労働条件を向上させる	36	19	17
	55.4	46.3	70.8
再就職を希望する女性のための講座、セミナーを充実させる	34	17	17
	52.3	41.4	70.8

注：上段は件数(件)、下段は割合(%)。

女性が職場で能力を発揮するために必要だと思うことについては、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める」が約5割，「女性自らが積極的に知識や技能を身につける」と「男性に対して男女平等に関する意識改革のための研修を行う」が3割前後でこれら3項目を挙げた人の割合が高くなっています。

男女別にみると，女性においては「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める」を挙げた人が男性より20ポイント以上高くなっています。

表 女性が職場で能力を発揮するために必要だと思うこと（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
仕事と家庭の両立を支援する制度の整備，普及に努める	32	17	15
	49.2	41.5	62.5
女性自らが積極的に知識や技能を身につける	21	12	9
	32.3	29.3	37.5
男性に対して，男女平等に関する意識改革のための研修を行う	19	13	6
	29.2	31.7	25.0
女性に対して，男女平等に関する意識改革のための研修を行う	13	11	2
	20.0	26.8	8.3
能力主義による人事管理の徹底を行う	13	10	3
	20.0	24.4	12.5
職場において，女性の能力開発のための研修を行う	12	8	4
	18.5	19.5	16.7
管理職に対して，女性の育成や平等な人事評価についての研修を行う	11	7	4
	16.9	17.1	16.7
女性の管理職への登用を推進する	10	6	4
	15.4	14.6	16.7
その他	2	2	-
	3.1	4.9	-
わからない	9	5	4
	13.8	12.2	16.7
無回答	2	2	-
	3.1	4.9	-

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

女性が仕事を持つことに関する意見としては、「子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」が約35%で最も割合が高く、次いで「子どもができるまでは仕事を持つほうがよい」約15%、「子どもができてずっと仕事を続けるほうがよい」約11%などの順になっています。

男女別にみると、女性においては「子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」を挙げた人が男性より20ポイント以上高くなっています。

表 女性が仕事を持つことに関する意見

項目	全体	男性	女性
女性は仕事を持たないほうがよい	3	2	1
	4.6	4.9	4.2
結婚するまでは仕事を持つほうがよい	6	5	1
	9.2	12.2	4.2
子どもができるまでは仕事を持つほうがよい	10	7	3
	15.4	17.1	12.5
子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい	23	11	12
	35.4	26.8	50.0
子どもができてずっと仕事を続けるほうがよい	7	4	3
	10.8	9.8	12.5
その他	4	1	3
	6.2	2.4	12.5
わからない	8	7	1
	12.3	17.1	4.2
無回答	4	4	-
	6.2	9.8	-

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(オ) ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントについて

ドメスティック・バイオレンスの内容に関する認知度（「知っている」と答えた人の割合）をみると、「殴る，蹴る，首を絞めるなど身体を傷つける」及び「ものを投げる，ものでたたく，殴るふりをする」が70%台，「性的行為を強要する」が60%台，「さげすむ，ののしる」及び「生活費を渡さない，使わせない」が50%台で，これら5項目が5割以上になっています。こうした割合をみると，物理的な暴力がドメスティック・バイオレンスである認識はあるものの相手の尊厳を傷つけることに対する認識は低くなっています。

男女別に認知度をみると，「何を言っても無視する」を除く9項目で女性の方が男性よりも認知度が高くなっており，男性の認知度を高めていく必要があります。

表 ドメスティック・バイオレンスの内容に関する認知度（「知っている」と答えた人）

項 目	全体	男性	女性
殴る，蹴る，首を絞めるなど身体を傷つける	51	27	24
	78.5	65.9	100.0
ものを投げる，ものでたたく，殴るふりをする	47	25	22
	72.3	61.0	91.7
性的行為を強要する	40	22	18
	61.5	53.7	75.0
さげすむ，ののしる	34	18	16
	52.3	43.9	66.7
生活費を渡さない，使わせない	34	20	14
	52.3	48.8	58.3
「だれのおかげで，生活していけるんだ」と言う	28	16	12
	43.1	39.0	50.0
外出を制限する	24	15	9
	36.9	36.6	37.5
避妊に協力しない	24	13	11
	36.9	31.7	45.8
交友関係や電話を細かく監視する	23	14	9
	35.4	34.1	37.5
何を言っても無視する	19	14	5
	29.2	34.1	20.8

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

セクシャル・ハラスメントの内容に関する認知度（「知っている」と答えた人の割合）をみると、「からだをじろじろ見る」が80%台、「キスやセックスの強要など性的な行為を迫る」、「性的な冗談やひわいなことを話題にする」、「故意に身体にふれる」及び「しつこく交際を求める」が70%台、「職場にヌードポスター・ヌードカレンダーなどをはる」が60%台で、これら6項目は6割以上となっています。

男女別にみると、「忘年会などでお酌・デュエット・ダンスなどを強要する」を除く7項目で、女性の方が男性より認知度が高くなっており、ドメスティック・バイオレンス同様にセクシャル・ハラスメントについても男性の認知度を高めていく必要があります。

表 セクシャル・ハラスメントの内容に関する認知度（「知っている」と答えた人）

項 目	全体	男性	女性
からだをじろじろ見る	52	29	23
	80.0	70.7	95.8
キスやセックスの強要など性的な行為を迫る	51	27	24
	78.5	65.9	100.0
性的な冗談やひわいなことを話題にする	50	30	20
	76.9	73.2	83.3
故意に身体にふれる	50	28	22
	76.9	68.3	91.7
しつこく交際を求める	46	26	20
	70.8	63.4	83.3
職場にヌードポスター・ヌードカレンダーなどをはる	40	24	16
	61.5	58.5	66.7
忘年会などでお酌・デュエット・ダンスなどを強要する	30	20	10
	46.2	48.8	41.7
容姿について、あれこれ聞く・話題にする	29	14	15
	44.6	34.1	62.5

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントを防ぐための取り組みに関する意見をみると、「担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が相談しやすい環境をつくる」、「法律・制度の制定や見直しを行う」の2項目を挙げた人の割合が高くなっています。

表 ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントを防ぐための取り組みに関する意見（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が相談しやすい環境をつくる	31 47.7	18 43.9	13 54.2
法律・制度の制定や見直しを行う	27 41.5	17 41.5	10 41.7
行政や警察が啓発活動を積極的に行い、配偶者や恋人などからの暴力などに対する世論を高める	20 30.8	15 36.6	5 20.8
地域・家庭・学校における男女平等や人権についての教育を充実させる	18 27.7	13 31.7	5 20.8
援助を求めやすいように、情報提供や相談体制を整備する	16 24.6	9 22.0	7 29.2
加害者へのカウンセリングを充実する	16 24.6	9 22.0	7 29.2
被害者が一時的に逃れることのできるシェルター（避難所）を設置する	15 23.1	5 12.2	10 41.7
その他	2 3.1	2 4.9	- -
個人的な問題なので特に対応の必要はない	- -	- -	- -
わからない	6 9.2	4 9.8	2 8.3
無回答	5 7.7	5 12.2	- -

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

(カ) 男女共同参画社会の形成に向けて

男女共同参画社会をつくるために自分自身ができることについての意見をみると、「相手の立場に立って物事を理解するように努める」、「仕事，家事，育児，介護を夫婦・パートナー間で，共に担う」及び「自分の意志を相手に伝える技術を身につける」の3項目を挙げた人の割合が高くなっています。

男女別にみると，女性においては「仕事，家事，育児，介護を夫婦・パートナー間で，共に担う」，「相手の立場に立って物事を理解するように努める」，「自分の意志を相手に伝える技術を身につける」及び「家庭における子どものしつけや教育で男女の分け隔てをしない」の4項目で，男性より割合が10ポイント以上高くなっています。

表 男女共同参画社会をつくるために自分自身ができることについての意見（複数回答）

項 目	全体	男性	女性
相手の立場に立って物事を理解するよう努める	32	16	16
	49.2	39.0	66.7
仕事，家事，育児，介護を夫婦・パートナー間で，共に担う	31	14	17
	47.7	34.1	70.8
自分の意志を相手に伝える技術を身につける	28	16	12
	43.1	39.0	50.0
男女それぞれが自分の身の回りのことができるよう生活面で自立する	23	14	9
	35.4	34.1	37.5
家庭における子どものしつけや教育で男女の分け隔てをしない	23	11	12
	35.4	26.8	50.0
仕事に費やす時間を短くすることなどにより夫婦・パートナー間での会話を増やす	20	14	6
	30.8	34.1	25.0
男女の人権，男女平等について理解を深めるよう学習する	18	12	6
	27.7	29.3	25.0
男女それぞれが経済的に自立する	17	12	5
	26.2	29.3	20.8
男女共同参画を周囲に働きかける	9	7	2
	13.8	17.1	8.3
その他	3	3	-
	4.6	7.3	-
特にない	7	6	1
	10.8	14.6	4.2
男女共同参画社会になっているので，現状のままでよい	-	-	-
	-	-	-
無回答	5	5	-
	7.7	12.2	-

注：上段は件数(件)，下段は割合(%)。

男女共同参画社会をつくるために江田島市に要望することをみると、「学校などにおける男女平等の意識づくりを行う」、「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する」、「ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口や被害者のための施設の設置に努める」、「女性のための相談体制を充実する（例：ドメスティック・バイオレンス被害者への自立支援）」及び「女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談や学習ができる関係機関の充実を図る」の5項目で比較的高い割合になっています。

女性においては「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する」、「ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口や被害者のための施設の設置に努める」、「女性のための相談体制を充実する（例：ドメスティック・バイオレンス被害者への自立支援）」、「介護サービスを充実する」の4項目で4割前後になっており、男性よりも10ポイント以上高くなっています。また、男性においては「学校などにおける男女平等の意識づくりを行う」が43.9%と非常に高くなっています。

表 男女共同参画社会をつくるために江田島市に要望すること（複数回答）

項目	全体	男性	女性
学校などにおける男女平等の意識づくりを行う	25	18	7
	38.5	43.9	29.2
保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する	22	12	10
	33.8	29.3	41.7
ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口や被害者のための施設の設置に努める	22	12	10
	33.8	29.3	41.7
女性のための相談体制を充実する（例：ドメスティック・バイオレンス被害者に対する自立支援）	20	11	9
	30.8	26.8	37.5
女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談や学習ができる関係機関の充実を図る	20	12	8
	30.8	29.3	33.3
再就職に役立つ学習機会や相談事業など女性の就労支援を行う	19	11	8
	29.2	26.8	33.3
介護サービスを充実する	19	10	9
	29.2	24.4	37.5
社会教育・生涯学習の場での学習を充実する	17	12	5
	26.2	29.3	20.8
職場における男女均等な取り扱いについて周知徹底する	14	10	4
	21.5	24.4	16.7
リーダー養成など女性の人材育成を推進する	13	11	2
	20.0	26.8	8.3
広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発活動を行う	12	9	3
	18.5	22.0	12.5
男性のための相談体制を充実する（例：ドメスティック・バイオレンス加害者への再教育）	12	8	4
	18.5	19.5	16.7
審議会など施策・方針決定過程へ女性の積極的登用を図る	11	8	3
	16.9	19.5	12.5
その他	1	1	-
	1.5	2.4	-
特にない	13	10	3
	20.0	24.4	12.5
無回答	7	5	2
	10.8	12.2	8.3

注：上段は件数(件)、下段は割合(%)。

資料3 江田島市男女共同参画プラン策定の経緯

年 月 日		内 容
平成18年	10月20日	江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会 第1回委員会 (計画策定の進め方, アンケート調査の検討)
	10月24日	江田島市男女共同参画推進委員会 第1回委員会 (計画策定の進め方, アンケート調査の検討)
	11月	一般市民(20歳以上)を対象とした男女共同参画に関するアンケート調査の実施
平成19年	1月	事業所従業者, 高校生を対象とした男女共同参画に関するアンケート調査の実施
	1月24日	江田島市男女共同参画推進委員会 ワーキング会議 (女性職員の意見聴取)
	1月30日	女性会との懇話会 (アンケート結果の感想等)
	2月16日	江田島市男女共同参画推進委員会 第2回委員会 (アンケート調査結果等の報告, 施策の方向と具体的施策等の検討)
	2月21日	江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会 第2回委員会 (アンケート調査結果等の報告, 施策の方向と具体的施策等の検討)
	3月2日	江田島市男女共同参画推進委員会 第3回委員会 (計画案の検討)
	3月14日	江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会 第3回委員会 (計画案の検討) 江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会より答申書の提出

資料4 江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会設置要綱及び名簿

(1) 江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会の設置要綱

江田島市告示第65号

江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年8月1日

江田島市長 曾根 薫

江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画に関する基本計画書策定にあたり、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する行政の総合的かつ効果的な推進について幅広く意見を求めるため、江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、江田島市男女共同参画基本計画書策定について、検討し、協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画書策定終了時までとする。

(委員会)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成 1 8 年 8 月 1 日から施行する。

(失効期日)

- 2 この要綱は，平成 1 9 年 3 月 3 1 日限り，その効力を失う。

(2) 江田島市男女共同参画基本計画書策定委員会委員名簿

区 分	名 前	役 職 等	
委 員 長	坂 東 素 子	財団法人広島県女性会議 在宅ワーク支援センター所長	学識経験者
副委員長	宇都宮 猛	江田島市社会教育委員会委員長	教育関係者
委 員	中 村 容 子	江田島市女性連合会副会長	女性団体
	沖 也 寸 志	江田島市議会文教厚生常任委員会委員長	議会議員
	森 藤 憲 恵	呉人権擁護委員協議会男女共同参画部員	人権擁護委員
	三 浦 保 彦	江田島市公平委員会委員長	学識経験者
	大 津 克 彦	江田島市社会福祉協議会会長	福祉関係団体
	三 浦 美 香 子	江田島市保育連盟会会長	＼
	佐 野 博 隆	呉農業協同組合代表理事常務	農業団体関係者
	松 本 ヤチコ	東江漁業協同組合女性部部長	者
	井 上 文 江	能美町商工会女性部部長	漁業団体関係者
	浜 西 金 満	江田島市 P T A 連合会会長	者
			商工団体関係者
			教育関係者

(敬称略)

資料5 江田島市男女共同参画推進委員会設置要綱及び構成

(1) 江田島市男女共同参画推進委員会の設置要綱

江田島市告示第66号

江田島市男女共同参画推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年8月1日

江田島市長 曾根 薫

江田島市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 江田島市における女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会を実現するための行政施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、江田島市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 江田島市男女共同参画基本計画書策定の積極的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する行政について部局間の相互調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、助役をもって充てる。
- 3 副委員長は、収入役、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が会議を招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進委員会に第2条の所掌事項に関する具体的事項について、調査、研究、検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織し、人権推進課長を代表とする。
- 3 幹事会は、代表が招集し会議の議長となる。
- 4 代表が認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 代表は、幹事会で検討した事項について、推進委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，市民生活部人権推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成18年8月1日から施行する。

（失効期日）

2 この要綱は，平成19年3月31日限り，その効力を失う。

(2) 江田島市男女共同参画推進委員会の構成

別表1 (第3条関係)

推 進 委 員 会	
委 員 長	助役
副委員長	収入役
”	教育長
委 員	総務部長
”	市民生活部長
”	福祉保健部長
”	産業部長
”	土木建築部長
”	消防長
”	江田島支所長
”	大柿支所長
”	沖美支所長
”	議会事務局長
”	教育部長
”	生涯学習部長
”	企業局長

別表2 (第6条関係)

幹 事 会		
代表幹事	市民生活部	人権推進課長
幹 事	総 務 部	総務課長
”	市民生活部	市民生活課長
”	福祉保健部	社会福祉課長
”	産 業 部	農林振興課長
”	土木建築部	建設課長
”	消 防 本 部	次長
”	江田島支所	地域振興課長
”	大 柿 支 所	地域振興課長
”	沖 美 支 所	地域振興課長
”	議会事務局	議会事務局次長
”	教育委員会事務局	教育総務課長
”	教育委員会事務局	生涯学習課長
”	企業局	企業局次長